

9月15日（水）

令和3年9月15日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（37名）

3番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
4番	来住一人	（日本共産党宮崎県議会議員団）
5番	武田浩一	（宮崎県議会自由民主党）
6番	山下寿	（同）
7番	窪菌辰也	（同）
8番	脇谷のりこ	（同）
9番	佐藤雅洋	（同）
10番	安田厚生	（同）
11番	内田理佐	（同）
12番	日高利夫	（同）
13番	中野一則	（同）
14番	冨師博規	（無所属の会 チームひまわり）
15番	有岡浩一	（郷中の会）
16番	重松幸次郎	（公明党宮崎県議団）
17番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
18番	岩切達哉	（県民連合宮崎）
19番	井本英雄	（宮崎県議会自由民主党）
20番	横田照夫	（同）
21番	外山衛	（同）
22番	山下博三	（同）
23番	右松隆央	（同）
24番	西村賢	（同）
25番	二見康之	（同）
26番	日高陽一	（同）
27番	井上紀代子	（県民の声）
28番	河野哲也	（公明党宮崎県議団）
29番	田口雄二	（県民連合宮崎）
30番	満行潤一	（同）
31番	太田清海	（同）
32番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
33番	野崎幸士	（同）
34番	徳重忠夫	（同）
35番	日高博之	（同）
36番	星原透	（同）
37番	蓬原正三	（同）
38番	丸山裕次郎	（同）
39番	濱砂守	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
選挙管理委員長	茂雄二
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高民子
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 議案第26号追加上程

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、及び議案の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第26号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第26号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、国において、まん延防止等重点措置の適用を9月30日まで延長することが決定されました。これを受け、県では、9月13日から30日までの当該措置に係る対象地域として、感染状況が高止まりしている宮崎市を指定するとともに、県独自の緊急事態宣言を、まん延防止等重点措置の終期と合わせて9月30日まで延長し、飲食店等に対する時短要請についても、全市町村を対象に延長したところであります。

県民の皆様の御協力により、新規感染者は減少傾向にありますが、現在の医療提供体制の厳しい状況を踏まえ、今後、できるだけ早期に日常生活を取り戻すためにも、今、ここで中途半端に対策を緩めてリバウンド、感染再拡

大のリスクを残すのではなく、最大限の感染防止対策を継続、徹底することにより、十分に鎮静化を図っていく必要があるものと考えております。

県民の皆様、県内の事業者の皆様には、引き続き大きな御負担、御不便をおかけし、誠に心苦しい限りではありますが、県民の命と健康を守るため、そして、そのためにも地域の医療体制をしっかりと維持していくため、県議会をはじめとする県民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

追加提案いたしました補正予算案は、今般の国のまん延防止等重点措置及び県独自の緊急事態宣言の期間延長等に伴い、必要となる経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計50億1,823万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,792億5,396万4,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金49億9,612万4,000円、諸収入2,210万6,000円であります。歳入財源のうち、49億円余は、国の地方創生臨時交付金及び緊急包括支援交付金を活用しております。

以下、補正予算案に計上しました主な事業について御説明いたします。

まず、新型コロナに係る療養体制の強化を図るため、自宅・宿泊療養者の重症化予防に対応する臨時の医療施設を運営するための経費を、また、自宅療養者に対し、医師・看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品の配付を強化するための経費を、さらに、医療機関における抗体カクテル療法の公費負担に要する経費をそれぞれ計上しております。

次に、まん延防止等重点措置等の期間延長に

に伴い、感染拡大防止のための飲食店等への時短要請協力金のほか、事業者支援としまして、時短要請により大きく影響を受ける飲食関連事業者等を支援するための経費を、また、行動要請等に伴い影響を受けている県内全域の事業者に対し、支援金を上乘せして支給するための経費をそれぞれ計上しております。

以上、今回提案しました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○中野一則議長 知事の説明は終わりました。

◎ 一般質問

○中野一則議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。通告に基づいて、まず、知事の政治姿勢について質問をしてまいりたいと思います。

御承知のように、先日、アフガニスタンの反政府勢力タリバンが大統領府を占拠し、ガニ大統領が国外に脱出して、同政権は崩壊いたしました。この事態が痛烈に示しているのは、同時テロに対する、アメリカを中心とした同盟国が20年間にわたって強行した対テロ報復戦争が、いかに愚かな誤りであったかであります。戦争、武力によってテロをなくすことはできないことを証明いたしました。

日本共産党は、当時、同時多発テロ直後の2001年9月、テロを「国際社会全体に対する攻撃」であり、「世界の法と秩序に対する攻撃」であると糾弾するとともに、その野蛮なテロへの対処は、軍事報復ではなく、国連憲章と国際法に基づき、国連が中心となり、容疑者の告発、必要な制裁法による裁きを通じた解決を

求め、各国首脳に書簡を送りました。

この20年にわたる国連憲章も国際法も無視した軍事報復の行動は、アフガニスタンでの民間人4万7,245人、アフガン治安部隊6万600人、タリバン側が5万1,000人、米軍が2,448人の犠牲となりました。この戦争は、テロ根絶のための大義を損ない、国際社会に分断と亀裂をもたらし、さらにテロを拡散させるものとなりました。

テロに対してであれ、大規模な軍事報復に訴えることは、今日の国際社会が承認している原則に合致しているものでないことを、国際社会の教訓として肝に銘じるべきだと思います。

アフガニスタンにおける対テロ報復戦争についての知事の認識について伺いたいと思います。

後は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

アメリカ同時多発テロから20年が経過し、その間の対テロ戦争によって、民間人も含めて相当な数の犠牲者が出たことは、誠に痛ましいことと受け止めております。

アフガニスタンからアメリカ軍が撤退したわけではありますが、あの報道で目にいたしました、離陸しようとする飛行機に多くの人々がしがみつく様子、大変胸が痛む衝撃的な光景でありました。現地では、いまだ混乱が続いているようであります。

今後、アフガニスタンを孤立化させることのないよう、国際社会が連携して、平和的手段により、平和と安定に向けて取り組むことが望ましいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 この報復戦争についての評価については、今述べられませんでした。残念で

す。

この報復戦争の犠牲になった方が、合わせて16万1,300人に及んでいるわけですが、この数には、イギリスなどアメリカ同盟国の数は含まれておりません。この方々には名前があり、家族があり、そして人生がありました。決して数だけで表現してはならないと思います。

バイデン大統領も、反省はありませんでしたが、「他国をつくり変えるために大規模な軍事作戦を実施する時代は終わった」と、このように述べました。本当にこのことを決して忘れてほしくない、このように思います。

台湾海峡の安全を日米同盟の任務に位置づけましたが、これとも深く関連して、F35Bの新田原への配備が計画されていることは間違いありません。F35Bの配備計画に対する知事の評価をお聞きしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 外交・防衛は、国の責任において進められるものでありますが、現在の我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえますと、F35Bの導入を含む防衛力の強化が必要であるという国の判断には、一定の理解をすところであります。

しかしながら、新田原基地へのF35Bの配備により、騒音問題の深刻化や基地が攻撃対象となるリスクが高まるのではないかとといった不安の声が、県民から寄せられているところであります。

私としましては、配備計画について、地元市町の意向を最大限に尊重するとともに、県民の安心・安全を確保する立場から、県民の不安解消につながる具体的な施策の実施や迅速な情報提供につきまして、引き続き強く求めてまいります。

○来住一人議員 代表質問の岩切議員の質問に

対してもそうでありましたが、今日も知事の最初の内容は、つまり外交・防衛は国の専管事項であって、政府が適切に処理するものと。こういう答弁は、これまで何回も聞いてまいりました。この知事の答弁というのを突き詰めていくと、外交・防衛については、政府に対して白紙委任する、こういうことになると思います。

県民の中には、F35B配備への賛否はいろいろあると思いますが、白紙委任している人は一人もいないと思います。

この点からも、知事の今の答弁、つまり国の専管事項だから、分かりやすく言えば何も言えないと、そういう態度は、自治体の長としての任務を放棄している、これに等しいと思います。

F35Bの配備によって、新田原が攻撃の対象になる、そういう心配が県民の中からも出ています。これに対して、国に対応を求めているけど、まだそれが示されていないという旨の発言も以前ありました。

新田原を守るために、新田原を攻撃してくるものに対して、これを迎撃するミサイルを政府が県内に配置する計画を持つなら、これも白紙委任するということになります。私は許せないと思います。

そして、このF35Bの配備は、今話しましたように、中国を念頭にしていると思いますが、中国、北朝鮮に対して軍事対応を優先するなら、このように際限のない軍拡競争になります。日本共産党は、中国に対して堂々と国際憲章や国際法を守れという外交努力を尽くすことこそが重要であると、このように思います。

知事は、防衛省に対して情報を求めておりますけど、国の専管事項だとして、白紙委任して

いる状態でありますから、防衛省はまともな情報開示はしないと、このように私は思います。

新富町長が配備を認められたということでありますが、知事が白紙委任している状況でありますから、町長も知事を超えることはできないのかと思います。ただ、首長だけで決めるはならない、そういう重大な問題であることを強く強調しておきたいと思います。

米軍ヘリの不時着問題について、危機管理統括監に1点確認をいたします。

7月25日に、天候不順で新田原に着陸し、その後米軍整備士が新田原に到着したと聞いておりますが、いつ、どこから、何名の整備士が来たか報告を受けているかどうかを確認します。

○危機管理統括監（小田光男君） 今回の米軍ヘリの新田原基地への駐機につきましては、天候不良のため臨時的に行ったものと伺っております。

九州防衛局からは、駐機した際に機体トラブルが発見され、米軍の整備士が整備したとの報告を受けました。

しかしながら、この整備士が、いつ、何名、どこから来たのかについては、九州防衛局においても承知していないとのことでありました。

○来住一人議員 整備士が来たというのは、天候不順ではなかったのではないかと。このことが容易に推測できます。

また、不時着した米軍ヘリがプロペラとハブを交換したということですが、これは軽微なものではないというふうに思います。まさに重大な事故に直結したことが予想されると思えます。こうしたことが、県民の命を預かる県知事に一切報告なしに日常的に進められているということは、まさに主権国家と言えないと思

います。日米地位協定の改定を強く求めていきたいと思えます。

この問題に関連して、県警本部長にお聞きする予定でありましたが、割愛させていただきたいと思えます。御了解よろしくお願ひします。

次に、新型コロナウイルス感染症について質問いたします。

オリンピック・パラリンピック開催をめぐって、知事の認識と、かなり開きがあると感じました。知事は、外国選手団・役員等の感染者の数が少なかったと述べて、メダルの数を多く取得したことなど、手放しに評価をされていたように聞きました。

政府分科会の尾身会長は、「無観客であるにせよ、オリンピックを開催するのは普通ではない」と、このように述べました。普通ではないということは、異常だということです。

多くの専門家が、8月には新規感染者が2万人を超えると警告しておりました。国民には、4人以上での会食をやめろとか、不要な外出をするなど求めておきながら、五輪は強行する。国民に逆のメッセージを発しておりました。第5波となったのは、これらが大きな要因であったことは間違いありません。そのために、菅首相は国民の支持を失って、政権を投げ出したのであります。

五輪を手放しで評価するのは、現実とも国民の思いともかけ離れ、さらには県民に自粛を求めている知事の責務からもかけ離れていると、このように思います。

政府は、第5波を招いたことは反省せず、中等症の人は自宅療養という方針をとりました。まだこれを撤回していないと思えます。医者に脈もとってもらえずに家で亡くなる人が出てま

いました。まさに医療崩壊であります。何に増しても国民の命を守る、これを最優先にすることをしっかり確立していないと思います。

県内においても予断を許さないことは、知事をはじめ、発言されてまいりました。また、病床確保をはじめ、療養体制確立のために努力されていることを理解いたしております。

基本的なことを確認しておきたいと思いますが、ウイルス感染者やその家族が希望するならば、入院または宿泊施設で治療することを基本に置くべきだと思いますが、福祉保健部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 患者の療養先につきましては、国の基準や通知を踏まえまして、患者の症状や基礎疾患などの重症化リスクの有無、家庭内感染のおそれなどを医師が個別に判断して決定しており、入院が必要と判断された方については、入院対応としております。

また、直ちに入院が必要ではないと判断された方につきましては、国の通知では、自宅療養を基本とするとされておりますけれども、健康管理の必要性に加えまして、家庭内感染のおそれや独居での不安など、自宅療養ができない事情等がある方については、宿泊療養施設での療養としていただいております。

なお、自宅療養の方については保健所が、宿泊療養の方については施設に常駐している看護師等が、毎日、適切に健康管理を行う体制を整えております。

○来住一人議員 全国的にもそうですけど、県内においてもワクチン接種が今5割というところでありまして、ワクチン接種希望者にワクチンが実際に接種されて行き渡るのは、10月末か11月というようにお聞きしております。です

から、ワクチン接種頼みでは絶対駄目だと思います。やっぱり、PCR検査などを同時並行で進めることが本当に重要ではないかと、このように思います。

私は基本的には、希望する人はいつでも、どこでも、何度でも検査が受けられるように対象を広げる必要があると思いますけど、部長の所見を伺いたしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、新型コロナの感染拡大防止を図るため、保健所の積極的疫学調査の中で、感染者の濃厚接触者等に対して行政検査を行っております。

また、発熱等の症状がある方につきましては、地域の医療機関において、保険適用検査により、早期に検査できる体制を整えております。

さらに、感染拡大の端緒が見られる場合には、繁華街や高齢者施設などを対象にして、一斉検査を実施しているところでございます。

このように、感染拡大防止の観点からは、感染状況と関わりなく、希望する全ての人を対象にした検査は行っておりませんが、保険適用外で検査のできる医療機関について、希望する方には御紹介しているところでございます。

○来住一人議員 7月の段階では、感染者ゼロという日が何日かあったと思います。結局、それがまた8月になると大変な数になってきたわけですけど、やっぱりそういう点では、検査というのは非常に重要だというふうには思いますから、ぜひ進めていただきたい。

子供や生徒と日常接触している教職員、それから保育士さんなどのワクチン接種は、子供を守る上でも大変重要だと、このように思います。職種などでの接種の状況は把握されていな

いそうです。また、把握するのが難しいんだろうと思います。

実際に教職員の皆さんにワクチン接種を推進するというのも、確かに機械的にはいかない。やっぱり接種するには、それぞれ本人の自由意思というのがありますから、決してそれを強制するものではありませんけど。いずれにしましても、先生たちに接種がしっかり行き渡るといえるのは非常に大事ななと思います。この点での教育長の答弁を求めたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今般の新型コロナウイルス感染症の第5波では、小・中・高校生を含む若年層への感染が拡大しましたことから、県教育委員会として、学校における感染拡大防止に向けて、周知や啓発を行っているところであります。

特に教職員のワクチン接種は、感染拡大を防止し、安心・安全な教育環境をつくる上で有効な対策の一つでありますことから、ワクチン接種の加速化に向け、全ての教職員に対しまして、県の大規模集団接種や市町村ごとの個別接種を勧奨しているところであります。

○来住一人議員 先生方は本当に忙しい方々でありますから、なかなか接種の機会というのは大変でしょうけど、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

農業行政について質問をいたします。

コロナ危機は、稲作にも顕著に表れておりまして、今年の米価が暴落することが予想されております。

早期米で、仮渡しは昨年の半分という地方も出ております。それは、コロナ危機によって、外食産業などでの米の需要が減少し、在庫米が増え続けていることにあります。

現段階で政府は、米価暴落には何の手も打と

うとしていないのが現実であります。普通作米の価格がどうなるかはこれからであります。落ち込むことは容易に予想がつくと思います。深刻な事態になるのではないのでしょうか。

米価暴落に対する県としての対策を伺いたいと思います。農政水産部長の答弁を求めます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 国内の米の需要が、高齢化や食の多様化等を背景に減少傾向にある中、コロナ禍での外食需要の急激な減退が加わり、民間在庫量の増加による取引価格の低下が懸念されているところでございます。

このため、県としましては、本年産米の需要拡大に向けて、県産農畜水産物応援消費推進事業等を活用した早期米キャンペーンや、飲食店と連携した県産米の消費拡大に向けた取組を支援しているところであります。

また、将来にわたって米を基幹とする水田農業の維持・発展を図るため、高収益作物と組み合わせた輪作体系の導入やスマート農業技術の導入など、生産の効率化に向けた取組を支援するとともに、セーフティーネット対策として、農業経営収入保険等への加入を促進してまいります。

○来住一人議員 米の在庫がずっと増え続けているのに、政府は、ミニマムアクセス米は、全量77万トン輸入いたしております。77万トンというのはどのぐらいの量かなと。宮崎県における米の生産量は、おおよそ7万5,000トンでありますから、県内の生産量の10倍強を輸入していることとなります。国内では減反転作を強要しながら、輸入すると。米価暴落を防ぐためには、政府が在庫米を買い入れて、市場流通から切り離すということをしなければ、米価は下落を続けていくんじゃないかと思ひます。

そして、そうやって市場流通から切り離して

いくことと、さらに、このコロナ禍の中での生活困窮者や学生、こういう方々に政府米を届ける。もちろん、ミニマムアクセス米の輸入を制限する、そういう措置をすることを求めていかなければならないと思いますが、こうしたことを政府に申し入れる考えはないのか、部長の所見を伺いたいと思います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 国内の米の需給調整は、需要に応じた生産を基本に、民間主体の取組に移行しており、作柄やコロナ禍による影響を見極めつつ、在庫を抱える産地が主体となって、米の調整保管等の取組を行っていくものと認識しております。

また、政府備蓄米やミニマムアクセス米の制度については、国内の需給バランスに影響を与えないよう運用されており、その変更については、慎重に取り扱うべきものではないかと考えているところでございます。

このため、WC S用稲や加工用米の作付拡大などにより、需要に応じた生産を行っている本県としましては、国に対して、しっかりとした需給調整が行われるよう、在庫調整が必要な主産県への働きかけを要望してまいります。

○来住一人議員 昨日も食料自給率の問題が議論になりました。その自給率を高めるために、例えば規模を拡大するとか、さらには、法人化だとかいうことなどが言われております。しかし、それは、農水省が全国にそれを発して、どこの県もそうやってやってきた。そのやってきた結果、37.17%に今の自給率が落ち込んでいます。ですから、その方法では自給率は上がらないということが、これも歴史的に非常に明白になってきていると思います。

日本で米があり余って大変なのに、農家は大変なのに、77万トンも輸入してくる。これはど

こか間違っています。本当に間違っていると私は思います。

次に、環境問題について質問いたします。

国際的な気候変動対策、脱炭素社会への移行を求める世論の高まりの下で、化学燃料の使用を縮減し、脱炭素社会に移行していくことは避けられなくなっております。

日本共産党は、先日、「気候危機を打開する日本共産党の2030戦略」を発表いたしました。温室効果ガス排出を2030年度までに50%から60%削減するというもので、省エネと再生可能エネを組み合わせるというものであります。

再生可能エネルギーへの転換の一つとして、太陽光発電は重要なものであり、我が党も重視いたしております。同時に太陽光発電は、その多くが林地を大規模に開発して形成されるものであり、地域とどう共生するかが、全国的にも重大な問題となっております。

再生可能エネルギーは、本来、その地域固有の資源であり、地域住民の利益につながるべきものであって、安全であり、地域住民との共生が大前提となります。ところが、実際には地域外の大手事業所による大規模な開発が全国各地で進められております。

まず報告を求めたいのは、平成24年度以降、風力と太陽光発電のために林地開発の許可を出したのは何件で、林地開発面積は幾らか、また、許可した件数の中で、申請法人の代表が県外のもの何件か、環境森林部長の報告を求めたいと思います。

○環境森林部長（河野謙二君） 平成24年度以降、風力発電と太陽光発電を目的とする林地開発の許可を行った件数と面積は、今年の8月末現在で57件、約646ヘクタールであり、そのう

ち、代表者が県外の方の件数は38件であります。

○来住一人議員 皆さんがつくっている宮崎県林地開発許可制度取扱要綱の第2条、申請書及び添付書類の4項に、計画書の内容は次のとおりとするとして、28項目が掲げられております。その中の(11)は、開発区域隣接所有者及び周辺居住者の同意書、(24)開発行為の施行工程を示す書類となっておりますけど、このことに間違いありませんか。

○環境森林部長(河野譲二君) 要綱にはそのように規定しております。

○来住一人議員 この計画書は、隣接者の同意書や施行の工程表などから構成されているということになります。

現在、宮崎市高岡町内山の林地約17.4ヘクタールに太陽光発電所の建設が進められております。切土が106万7,000立方メートル、盛土が約105万3,000立方メートル、この盛土は、例の熱海の10倍になります。建設地に隣接する土地を耕作している方から相談を受けたのでありますが、この方は同意をされておられません。県は、同意されていないということを承知されているでしょうか、答弁を求めます。

○環境森林部長(河野譲二君) 個別の案件についての具体的な内容は、お答えを差し控えさせていただきますと思いますが、通常、隣接所有者の同意の状況は、申請書において確認しております。

○来住一人議員 個別案件だから答弁できないということではありますが、この事業の本質、それから人権に関わることでありますので、答弁されないことに対して、私は納得はいたしません。ただ、議会の止めることは本意ではありませんので、続けていきます。

それでは、開発許可申請が提出された際、同意書がそろっているのか、これを確認しないのでしょうか。

また、同意がないものについては、同意を得る努力をするように、申請者に対して指示しないのでしょうか、確認します。

○環境森林部長(河野譲二君) 林地開発許可制度におきましては、開発区域内の森林の所有権や地上権等、土地を使用する権利を有する者からの同意は全て得る必要がありますので、申請書において確認しております。

また、隣接所有者等の同意につきましては、許可の要件にはなっておりますが、林地開発許可制度の円滑な実施を図るため、可能な限り同意を求めているところであり、その旨、指導しております。

○来住一人議員 可能な限りとはなっていないですよ。あれは飾りものですか。隣接者の同意書が必要だというのは、あなたたちが決めているんですよ。あれは飾りものですか。飾りものじゃないと思いますよ。

同意を得ないまま工事を行うことは、地域住民との共生に背を向けており、これに県が手を貸していることになります。この隣接者の御老人は、曾祖父をはじめ、祖先伝来の墓地が知らない間に壊されて、墓石もどこかに持っていかれた。抗議をすると、墓石だけは持ってきたというのでありますが、私も現認をいたしました。曾祖父からずっと、その奥さん、おじいちゃん、その奥さん、そのものが置かれておりました。亡くなった方に対する冒瀆だと思います。許せないと思います。

林地開発許可基準では、「開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十

分な容量及び構造を有するえん堤等の措置を適切に講ずる」と、このようになっております。

切土、盛土合わせて200万立米を超える土砂を動かすのでありますから、建設中も、さらには建設が完了後も、土石流などの災害は絶対に発生させてはなりません。そのために工程表の提出を求め、これを含めて開発許可を出しております。

しかし、最も重要な調整池2つは、昨年6月に出来上がっていないなければならないのに、第2調整池はまだ手つかずの状況であります。許可基準で規定しているように、開発行為に先行して設置しなければならないことは明白です。このことを条件に許可したのでありますから、調整池ができるまで工事を中止させるべきではありませんか。答弁を求めたいと思います。

○環境森林部長（河野譲二君） 個別の案件についての具体的な内容は、お答えを差し控えさせていただきますと思います。

なお、通常、県においては、林地開発許可に当たり、調整池等の防災施設について、優先的に工事を実施するよう指導しておりますが、例えば、地域住民から当初計画の変更要望があり、事業者において工事工程の見直しが必要となるなど、やむを得ない理由がある場合は、災害の危険性がないよう、別途、仮設の調整池などの防災措置を講じていることを確認の上、工事の継続を認めております。

○来住一人議員 第2調整池については、住民の皆さんから場所がよくないというのがあって、変更するという話があったと聞いております。しかし、第1調整池は、まだ事実上、手がついていない。出来上がっていないのが実際であります。

そうすると、許可を出すときに、工程表とい

うのは非常に重要だと思います。私は、素人ですけど。とにかく、台風シーズンや、この夏の集中豪雨があるときには、少なくとも調整池ができておかないと、土木工事はできないと思います。土木工事をするんだったら、冬場にするというのが普通だと思います。

そういう意味で、工程表は非常に重要だというふうに思います。その工程表どおりに物事を進めていないんですから、これを許していることになります。

現に台風シーズンとなりました。今日、どこでも線状降水帯が発生いたします。この建設地に時間当たり70ミリの雨が2時間降り続けますと、雨水だけでも2万4,300トンになります。仮の沈砂池を設けていると言われておりますけど、土石までとなりますと、大変な量になります。これを受け止めることができるのか、これも個別だから答弁できないんでしょうか。県民の命に関わることです。教えてください。

○環境森林部長（河野譲二君） 個別の案件についての具体的な内容は、差し控えさせていただきますと思いますが、なお、調整池が計画されている開発許可の現場では、調整池が完成するまでの間、仮設の沈砂池や調整池等を設置する場合があります。

この仮設の調整池等について、例えば、宮崎地域で工事に1～2年を要する場合は、1時間当たり約113ミリの雨に対応した規模・構造等となるよう指導しておりますので、仮に1時間70ミリの雨が2時間降り続いたとしても、耐え得るものと考えております。

○来住一人議員 今、113ミリと言われました。70ミリだったら2時間降ったら140ミリです。3時間降ることだってあります。この土石流を受け止められないということになります

と、どういうことが起こるかといったら、土石流となって一気に尾谷川を下り、大惨事になることは容易に想像できます。工事完了後も、盛土したところの地下水の水抜きがしっかりされないと、これも重大なことになります。盛土工事に合わせて、水抜きの立て坑や導水管を敷設し、調整池につなぐことになっていると思います。専門家の話によると、この工事は、盛土の転圧工事がしっかりされていないのではないかと、このように強調され、話されておりました。私も前屋敷議員と、3回、4回現場を見に行きました。

高岡町の中心地は、平成30年9月30日、床上73戸、床下71戸の水害を受けました。建設地の雨水は、尾谷川と内山川に流れ込むことになっておりますけど、尾谷川の下流の方に伺いますと、そこの屋敷は、川の土手の天井よりも50センチ高いところがありましたけど、その家でも床上まで上がって、船で救助されたそうであります。大淀川の水位が上がると水門を閉じるために、あふれた尾谷川の水が高岡の町内にも流れ込むということでありました。

林地開発においては、支流の区域だけでなく関係する住民を広く捉えて説明会を開くなど、納得と理解が必要です。

また、工事完了検査もなく工事中であるのに、太陽光パネルの設置を始めているそうでありますけど、このようなことは他県では絶対認められていないということでもあります。

このようなことが発生しないように、独自の条例を制定する自治体が増えております。岡山県をはじめ4県、市町村では153の自治体が条例を決めてつくっております。県条例制定のお願いをしたいと思っておりますけど、知事の所見を伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 再生可能エネルギーの取組が加速する中で、近年、全国的に、地域住民が太陽光発電施設の設置に関して懸念を示す事案が見受けられ、今、御指摘がありましたように、岡山県など4県において、地すべり防止区域への設置などを規制する条例、確認的な内容での条例が制定されております。

国においては、固定価格買取制度に関するガイドラインにより、関係法令の遵守のほか、地域住民への説明会を開催することなどを推奨するとともに、現在、関係法令のチェック体制の強化や改善措置等について、検討が行われているところであります。

太陽光発電施設の設置に当たりましては、防災や環境保全、景観等に配慮することが重要でありますことから、県におきましては、森林法に基づき林地開発許可など様々な関係法令に基づき、規制を行っているところであります。

今後とも、関係法令の適切な運用に努めますとともに、こうした国等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 終わりますが、私の感想ですけど、とにかく今のような県の対応のやり方をしていたのでは、僕は必ず被害が起こるというふうに思います。ぜひ条例などについても研究を進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、日高利夫議員。

○日高利夫議員〔登壇〕 (拍手) 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫であります。通告に従い、順次質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、新たな農業振興対策についてであります。

国の「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食と農のつながりの深化に着目した官民共同の新たな国民運動である「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」がスタートすることとなりました。コロナ禍の中、地球規模の気候変動、世界的な人口爆発、国際情勢の不安定化などにより、改めて明らかになった我が国の食料輸入依存体制の脆弱性やアフターコロナに向け、いま一度、国民が食と農の大切さを考え直すための国を挙げての推進運動であります。

食の安全保障、フードロス問題など、自国での地産地消の再整備とも言える運動であり、大いに歓迎すべきであると、私は期待しております。半世紀以上、遅々として進まぬ食料自給率向上対策にもしっかりと取り組んでいただきたいところでもあります。

一方、コロナ禍ではありますが、少しうれしいニュースもありました。令和2年度の本県農水産物の海外輸出額が72億円で、9年連続で過去最高を記録したこと、令和元年度の全国市町村別農業産出額において、都城市が877億円で初の全国1位となったことなどなど、さらなる本県農業振興に元気の出るニュースでした。

そこで、改めて知事にお伺いいたします。

アフターコロナを見据えた我が国における本県農業の役割、食と農の今後の取組について、知事の熱い思いをお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県は、宮崎牛や完熟マンゴーといった全国に誇るトップブランドを有し、全国第5位の農業産出額を誇る、また海外への輸出も伸びている、そういう状況にあります。

コロナ禍において、食料の安定供給に係るリスクが顕在化する中で、国内における食料供給産地としての果たすべき役割というものが非常に高まっているものと認識しております。

こうした食料の安定供給機能に加えまして、脱炭素社会の実現など、環境に対する意識の高まりとともに、「いのちと暮らし」を支えるかけがえのない価値を有する本県農業の重要性はますます高まっているものと考えておりまして、県民の皆様と共有しながら、次の世代につなげていく責務があるものと考えております。

一方で、農業は、担い手や労働力の減少、激甚化する自然災害や家畜の伝染病などの様々な課題やリスクにも直面しているところでありまして、オール宮崎でこうした課題やリスクへの対応をしっかりと進めるとともに、デジタル技術の積極的な活用や、コロナ禍で芽生えた田園回帰・国産回帰などの変化をチャンスと捉え、新たな生活様式に対応した新ビジネスの創出を図るなど、アフターコロナにおいても、日本の食と農を支える産地としての役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○日高利夫議員 ありがとうございます。

ただ、少々気がかりなことがあります。本県の令和元年度の農業産出額は3,396億円で、6年連続の全国第5位でしたが、第6位の熊本県との産出額の差が、平成29年度には101億円あったものが、令和元年度には32億円と迫っております。その原因はどこにあるのか、今後しっかりとした検証をお願いしておきます。

次に、「みどりの食料システム戦略」について伺います。

我が国においては、本年、みどりの食料システム戦略を策定し、先ほどのニッポンフードシ

フトと並行して、中長期的な観点から、食料の調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組や、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進することとしたものです。

本戦略では、2050年までに目指す姿としまして、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量の50%低減などを示しており、まさに国は、日本の農林水産業の持続的発展に向けて、大きくかじを切ろうとしていると感じたところであります。

今後、県が長期計画を推進する上で、みどりの食料システム戦略は大きな後ろ盾になるものと期待しております。

では、県は、みどりの食料システム戦略をどのように評価し、今後、八次長期計画においてどのような取組を進めていくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現するための2050年を目標とする国の長期戦略であり、今後の農業政策の柱になる大変重要な戦略であると考えております。

また、本年4月にスタートした本県の第八次長期計画においても、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目標として掲げており、みどりの食料システム戦略の理念や取組の方向性と一致しているものと考えております。

このため、第八次長期計画の目標の実現に向け、環境負荷の低減に配慮した、ICTやロボット技術等の活用によるスマート農業の推進や、畜産バイオマスエネルギーへの転換、有機農業の拡大などに積極的に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 この、みどりの戦略では、2050年までに耕地面積に占める有機農業を实践する農地面積を25%（100万ヘクタール）に拡大するとしております。

私の地元綾町においては、昭和63年から「自然生態系農業の推進に関する条例」を制定し、全国に先駆けて、有機農産物をランクづけする独自の認証事業により、有機農業を推進しております。

自然や農業を核に、さらに観光を組み合わせた町のイメージづくりを推進し、近年は県外からの移住者も増加傾向にあり、その中には有機農業への就農を目的とする人も出てきております。

有機農業は、これからの農業の持続性を確保するという観点はもとより、特産品づくりの観点からも多くの可能性を秘めた農業であり、綾町は、既にその先駆的な取組を実践してきているところであります。

そこで、本県における有機農業の普及状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化の防止につながる農業であり、乾燥冷涼なEU諸国を中心に拡大しておりますが、日本は高温多湿な気候で、病害虫や雑草が発生しやすいことから、その面積は、耕地面積の0.3%、約1万2,000ヘクタールと、普及が進んでいない状況にあります。

本県では、豊かな自然を守り、町民に良質な農産物を提供するという観点から、全国の先駆けとなる綾町の地域ぐるみでの取組をはじめ、ニンジンやショウガなどの露地野菜を中心に取組まれております。

また、近年では、輸出に向けた茶の有機栽培への転換が拡大傾向にあり、令和2年4月時点

で、67の農林事業者が耕地面積の0.6%、全国5位となる394ヘクタールで取り組んでおります。

○日高利夫議員 この戦略は2050年を目標にしておりますが、みどりの戦略におきましては、次世代につながる有機農業の技術を確立し、オーガニック市場を大幅に拡大することを目指すこととしております。

オーガニック宮崎、食の旅とか、そういうイメージでしょうか。本県におきましても、積極的に有機農業を推進すべきと考えております。

今後、有機農業の普及に向けてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 有機農業は、環境への負荷軽減とともに、多様化する消費ニーズに応えることで、産地や地域の魅力向上にもつながりますことから、本県においても推進しているところであります。

このため、第八次長期計画において、有機農業の取組面積を523ヘクタールに拡大する目標を掲げ、推進の基本的な考え方や施策の展開方向等を示した「宮崎県有機農業推進方針」を策定したところです。

今後は、この方針に基づき、産地を支える人づくりとして、科学的根拠に基づく実践者の育成を図る技術研修会の実施や、売れる商品づくりとして、有機農業者と実需者等をつなぐネットワークの構築に取り組むこととしております。

さらに、国の技術開発の状況等も注視しながら、本県の気候、土壌条件に適した技術の実証を進め、持続可能で魅力ある有機農業の普及に努めてまいります。

○日高利夫議員 本県の有機農業は、既に歴史を積んでおります。本県農業と観光の振興、農

村回帰などの取組に、綾町の長年の有機農業の営農技術を生かしていただくよう、本事業への早期の取組をよろしく願いしておきます。

次に、葉たばこ廃作農家の支援対策についてであります。

宮崎県葉たばこ耕作組合においては、JTとの協議の下、3回目となる県内葉たばこの廃作募集を本年8月末に実施しました。健康志向の高まり、加熱式たばこ市場の拡大などにより、在庫増大に伴う需給バランスの確保のため、1反当たり36万円の廃作協力金を措置することですが、今回の葉たばこ廃作申込みの結果と、今後の本県の葉たばこ生産の見通しについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 今回実施された廃作申込みの結果を取りまとめた宮崎県たばこ耕作組合によりますと、現時点で、本年産の栽培者数257戸の46%に当たる118戸から申込みがあり、廃作面積は、38%に当たる173ヘクタールと、大きなものとなっております。

廃作を申し込んだ農家に県が行ったアンケートでは、年齢別では、60代以上が63%、規模別では、平均作付面積1.8ヘクタール未満が74%となっております。高年齢で作付面積の少ない農家が多くなっております。また、廃作の主な理由としましては、後継者がいないことや、廃作協力金があることなどとなっております。

なお、申込みどおりの廃作が行われた場合、令和4年産の葉たばこ栽培は、139戸、286ヘクタールとなる見通しであります。

○日高利夫議員 予想以上の申込みだったと思います。葉たばこ生産は、昭和の米の減反政策時代に、水田の転作作物として定着したこともありますが、本県は平成9年から平成20年まで、全国1位の栽培面積を誇った本県農業の基幹作

物でもありました。時代の趨勢であります、今後の廃作農家の経営転換が気になるところであります。

県としては、廃作申込みをした農家、葉たばこを継続する農家をどのように支援していくのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 廃作を申し込んだほとんどの農家は、農業を継続され、複合経営で取り組まれている露地野菜等の作付を拡大する経営計画であると伺っております。

このため県としましては、営農を継続する農家に対し、関係機関と連携して、経営相談や栽培技術の支援など、個別の状況に応じたきめ細かな対応を行いますとともに、国庫事業の活用による品目転換に必要な機械導入などの支援に努めてまいります。

また、葉たばこは、減少見込みではありますが、第八次長期計画にも位置づけているとおり、土地利用型作物の基幹品目の一つでありますことから、引き続き、JTやたばこ耕作組合と連携して、地域の中心的な担い手であります葉たばこ生産者の支援に取り組んでまいります。

○日高利夫議員 申込者は60歳代が多いとはいえ、まだまだ現役世代の高い営農技術を持った皆さんです。今後の経営転換をしっかり後押ししていただき、農業の担い手を失うことのないよう、また、本県たばこ生産のさらなる生産体制の強化も併せてお願いし、次の質問に移ります。

次は、今回で3回目の質問となります綾北川の問題です。

これまでは濁水対策としておりましたが、今後は表題を「綾北川に清流を取り戻す対策」と改め、1年でも早く清流を取り戻せるよう活動

を続けてまいります。

地域の皆さんに活動状況を報告するたびに、多くの方々からお叱りの声、現状を憂える御意見をたくさんいただくことがあります。「せっかくユネスコエコパークのまち綾の大自然に憧れて、ついこの住みかを築いたのに」と。治水・利水・災害防止により、下流域の住民の安全安心のために建設されたダム、それがなぜ清流を濁すことになるのか、先祖代々、綾町に住んできた人はもちろん、移住者の皆さんにとっても理解できないとの声もあります。

このような状況の下、県関係部署と綾町長、町議会から9名、綾漁協から6名、総勢25名で、熊本県境の多良木町までの現地調査を実施いたしました。

そこでまず、7月に実施した綾北川の現地調査の成果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 綾北川の7月の現地調査につきましては、令和2年1月の調査に引き続き2回目となりましたが、綾町長をはじめ町議会議員、地元漁協の方々など、多くの関係者に参加していただいたところであります。

今回は、上流域における山林の状況を調査したところ、目視できる範囲には、濁水発生の要因の一つである崩壊地等は確認できませんでしたが、数日前の大雨の影響により、ダム上流の本川及び支川において濁水の流入が確認できたところであります。このため、今後は、ダム上流域に位置する熊本県の関係者とも連携し、調査を行う必要があると考えております。

県としましては、今回のような現地調査は、地元の意見を直接伺うことのできる有意義な機会でもありますことから、今後も継続し、関係

者の皆様と情報を共有してまいります。

○日高利夫議員 今回の濁水対策には、大規模な出水直後に、熊本県を含むダム上流域の山腹崩壊等による土砂が河川に流れ込んでくることから、濁水発生箇所を特定していく必要があります。

一方、地元漁協からは、「以前は、綾北ダム・古賀橋ダムの土砂を濁水時に撤去していた。どうしてダムの底の土砂を撤去しないのか」との強い要望もありました。県としては、土砂のしゅんせつは大きな効果は期待できないとの見解のようですが、これは改めて、専門的知見を確認する必要があると考えます。

また、「大雨時に行われるダム放流は、一度の濁水放流により数か月という単位で影響が残り、水質悪化を引き起こすだけではなく、河川に生息する魚類の減少等を招き、遊漁券を販売する漁協の収入にも影響を及ぼしている。稚魚の放流も、濁り水のためにその生息を確認することすらできていない。到底、このような現状を受け入れることはできない」と、綾・国富両漁協も我慢の限界といったところまできております。

では、熊本県側との協議も含めた、綾北川に清流を取り戻すための今後のスケジュールをどのように考えておられるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 綾北川における濁水に関しましては、上流域の山腹崩壊等が要因の一つと考えられることから、現在、平常時及び出水後に、ダム上流域の本川と濁水の流入が想定される支川の合わせて7か所において、濁水調査を実施しております。

また、崩壊等の発生状況を広域的に把握するため、昨年度の調査より範囲を広げ、熊本県側

を含む流域全体について、航空写真による調査・解析業務を今月発注することとしております。

今後は、これら2つの調査結果を活用して濁水発生箇所を把握した上で、熊本県を含む関係機関との検討会を年内に開催し、植林や崩壊地の緑化など、具体策について協議を進めてまいります。

県としましては、今後とも、関係者と連携しながら、綾北川の濁水軽減に向けて取り組んでまいります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。濁水山腹崩壊の発生源を特定し、熊本県側を納得させられる十分なデータの収集を、しっかりとお願いしておきます。

綾北川にも一日も早く清流を取り戻すことができますよう、熊本県を含む関係機関との協議に向けて、しっかりと準備を進めていただきますよう強く要望し、次の質問に移ります。

次は、SDGs、教育と健康、福祉の観点から質問いたします。

まず、不登校問題児童生徒へのオンライン学習支援についてであります。

GIGAスクール構想が全国展開される中、本県においても、小中学校・県立学校の情報端末配備が既に完了したとのことですが、まず、県内の公立小中学校等における1人1台端末を活用したオンライン学習の現状と課題について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県内の公立小中学校等におきましては、全ての学校で、8月末までに1人1台端末の導入が完了したところでございます。

端末の自宅への持ち帰りを可能としている市町村では、子供たちが自宅で学習支援アプリを

活用して問題を解いたり、休校になった場合にもオンラインで授業を受けたりするなど、オンライン学習への取組が広がりつつあります。

一方、課題としましては、家庭に端末を持ち帰った際の破損やトラブル等に対するルールづくり、通信環境が整備されていない家庭への支援及び、一人で端末を操作することが難しい低学年児童に対する対応などが挙げられます。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

いただいた情報では、平成26年度から令和元年度までの5年間の不登校者数は、高校では0.77倍と減少したものの、中学校では1.33倍に、さらに小学校では123人から337人に、5年間で何と2.74倍です。四捨五入すると3倍の増加ということになります。現在のところ、コロナ禍の影響はないとのことですが、今後さらに増大するのではないかと、大変心配をしております。

I C T化は不登校児童生徒の学習支援に大きなチャンスと考え、昨年度は、県内一円の不登校のオンライン学習支援を質問いたしました。その後、全国においても、コロナ禍の影響でオンライン授業が加速しているようです。では、本県のI C T活用による不登校児童生徒への学習支援の取組はどのような状況か、教育長にお伺いいたします。

○教育長(黒木淳一郎君) I C Tの活用による不登校児童生徒への学習支援につきましては、文部科学省でも、不登校児童生徒に対する多様な適切な教育機会の確保のための取組として推進しております。

本県におきましても、昨年度、2つの自治体が国のモデル事業に参加し、議員御指摘の不登校児童生徒への学習支援を行ったところであります。

その中では、通信環境が整備されていない家庭への支援の在り方や、子供だけで継続して自宅でオンライン学習に取り組むことの難しさなど、課題も見られております。

今後は、各市町村教育委員会と連携し、I C Tを活用した不登校児童生徒へのよりよい学習支援について研究してまいります。

○日高利夫議員 昨日の質問にもありましたが、宮崎市内のフリースクールからも、「どうしてもっと行政は私たちの活動を支援してくれないのか」との御意見もいただいております。私からも、ぜひ民間支援の強化をお願いしたい。

しかし、市町村営の適応指導教室も、民間のフリースクールも、まずその場所に通所できることが前提です。不登校の多くは家から出ることができない子供たちです。この子供たちの学習支援をどうするのか。そのために、県が主体となった、県内一円の不登校のオンライン学習支援体制の整備を考えていただきたい。民間委託も含め、改めて検討をよろしく願いしております。

次は、ひきこもり対策です。

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えています。生きづらさと孤立の中で日々葛藤していることに思いを寄せながら、しっかりと受け止める社会をつくっていかねばなりません。

そこで、ひきこもりの現状を把握するため、平成30年7月に初めて県が実施した「宮崎県のひきこもり等に関するアンケート調査」では、601人という具体的なひきこもり数が報告されております。あれから3年がたちました。この平成30年度に実施したひきこもりに関する調査の結果を受け、県はどのような取組を進めて

きたのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県の調査では、ひきこもりの期間は10年以上が最も多く、また、年代別では40歳代、50歳代が多かったほか、その経緯は、離職や病気、不登校など様々でありました。

このようなことから、ひきこもり地域支援センターでの取組に加えまして、ひきこもりの長期化・高年齢化が社会的孤立などを引き起こす、いわゆる「8050問題」や支援の現状について県民の理解促進を図るため、昨年度、インタビュー形式の動画を作成いたしました。

動画では、ひきこもりを経験された方のほか、精神科医師や就職困難な若者を積極的に雇用している企業の方などに出演していただいたところでもあります。

また、ひきこもりに関する様々な相談に対応するため、LINEを活用したワンストップ相談窓口を開設したところでもあります。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

調査の概要を見ますと、601人のうち、ひきこもり年数では10年以上が172人で28.6%、約3分の1を占めていますが、何年になるか分からないが27.1%もあります。さらに、ひきこもりの理由が分からないも、33.4%です。

つまり、調査をした民生委員さん方にも、その実態がよく分からないということです。したがって、この601人という数字には大いに疑問が残ると、私は感じております。ぜひ、3年から5年ごとぐらいに調査を継続して実施していただきたいと思います。まずは現状の把握です。

このような実態も含め、ひきこもりは身近な地域での支援が重要であると考えますが、県はこのような支援にどう取り組むのか伺います。

また、民生委員・児童委員と連携した支援に

ついてどう取り組むのか、併せて福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県では、ひきこもり地域支援センターでの支援のほか、各保健所においても、地域での相談対応や、市町村、地域包括支援センターなどの関係機関とのネットワークの構築に取り組んでおります。

さらに今年度は、ひきこもりへの幅広い理解促進を図るため、県民や企業、団体などを対象としたセミナーを開催し、身近な地域での支援につなげることとしております。

また、民生委員・児童委員との連携は大変重要であることから、新たに選任された方々へ、県内のひきこもりの状況や支援策などの説明を行っているところであります。

さらに、今年度から、民生委員・児童委員や地域での見守り活動に関心のある方々を対象とした研修を開催し、「ひきこもりサポーター」を養成することによって、本人や御家族を孤立させない地域社会づくりを進めてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。

持続可能な平穏でぬくもりのある地域共生社会の実現であります。民生委員・児童委員との連携や、ひきこもりサポーターの養成などが大変重要であると考えております。市町村とともに、しっかりと支援体制づくりをお願いしておきます。

次に、ストレスケアについて伺います。

近年、うつ病などで仕事を休む地方公務員が増えていることから、総務省は、全国全ての自治体を対象に、初めて実態調査を進めると公表しました。

うつ病などの精神疾患で仕事を休んだ地方公務員は、一部の自治体を抽出して総務省などが

調べたところ、平成11年度は10万人当たり327人でしたが、令和元年度は1,643人で、この20年で5倍に増えているということです。

最近、子供の休職で悩んでいるという方の相談を受けることもあります。コロナ禍の今後も心配です。本県の全体の状況は調査できていないとのことですので、県職員のストレスケアの現状について、これは、まとめて総務部長にお伺いいたしますが、職員のうつ病などの精神疾患による休職者数、特に知事部局の職員と公立学校の教職員について、5年前との比較や年齢別の状況を含め、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 令和2年度の職員全体の休職者数は226名であり、このうち、うつ病などの精神疾患による休職者数は152名で、5年前の平成28年度の128名と比べ24名増えています。

精神疾患による休職者につきまして、知事部局の職員は、令和2年度が61名で、平成28年度の33名と比べ28名増加しており、年齢別では、平成28年度は40歳代が16名で最も多かったのに対して、令和2年度は20歳代と50歳以上がほかよりも多く、それぞれ19名となっております。

また、公立学校の教職員では、令和2年度が63名で、平成28年度の70名と比べ7名減少しており、年齢別では50歳以上が最も多く、平成28年度は36名、令和2年度は31名となっております。

○日高利夫議員 知事部局での精神疾患では、ほぼ倍増ですね。また、20代の若者が約3割もいるということですが、続けて質問します。

知事部局におけるメンタルヘルス相談体制の現状と実績について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局のメンタルヘルス相談につきましては、職員健康プラザ

など県内3地区に、保健師等の資格を持つこころの健康相談専門員5名を配置し、随時、相談に対応しております。

また、精神科医1名及び公認心理師2名をお願いし、専門的立場での定期的な相談窓口を設けているところであります。

さらに、地方職員共済組合宮崎県支部におきまして、県内各地の8医療機関等に相談業務を委託しております。

これらの取組により、職員が利用しやすいメンタルヘルス相談体制を整えているところであります。

なお、これらの令和2年度の相談件数は、延べ1,826件となっております。

○日高利夫議員 相談件数の1,826件、これも結構な件数だと思います。

さらに伺います。

知事部局において、令和2年度に精神疾患による休職から復帰した職員数と職場復帰までの支援対策について、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村久人君） 知事部局における令和2年度の精神疾患による休職61名のうち、当該年度内の復帰者数は31名であり、復帰までの平均休職期間は148日となっております。

精神疾患で休職した職員の職場復帰に当たっては、本人や所属長、精神科医、健康管理医等によって行われる復職支援会議において、復職に向けた試し出勤プログラムの実施と、その結果を踏まえた復職の可否を判断します。

また、復職者を受け入れる所属の職員を対象に、公認心理師等による復帰前職場研修を行い、復帰しやすい職場環境の整備にも努めているところであります。

さらに、復帰後は、こころの健康相談専門員が1年間の経過観察を行うことにより、再発防

止に取り組んでおります。

今後とも、このような取組を通じて、円滑な職場復帰支援を図ってまいります。

○日高利夫議員 約半分は復帰できているようですが、復帰までの平均休職期間は148日、約5か月もかかっているわけですね。結構、長期に及ぶことが心配です。

全体としては、しっかりとした復帰プログラムにより職場復帰が図られているようですが、日頃からのコミュニケーションをはじめ、ストレスチェックなどで、少しでも早めに予兆を察しできるように、特に管理職の方には心配りをお願いしたいと思います。

難関をくぐり抜け、宮崎のためにやってやるぞと、そういう思いで入庁した方ばかりのはずです。どうか長い目で、思いやりのある職場復帰を支援してやっていただきますよう、そして、休職者の中から決してひきこもりを出さないよう、さらなる支援体制の充実をお願いしておきます。

次は、介護予防事業についてであります。

県による介護サービス利用者の推計は、本年度の利用者が5万3,111人に対して、団塊の世代が90歳、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22年度には6万9,435人と1.3倍に、これに伴い、介護保険給付費も約1,022億円から約1,349億円に、こちらも1.3倍になるとの推計であります。

また、現在の65歳以上の第1号被保険者の平均の月額保険料基準額は、本県が5,955円、全国平均は6,014円です。国は、令和22年度には9,200円に上昇すると推計していますので、年額約4万円の増加、現状の1.5倍以上の保険料が年金から天引きされることとなります。今後、制度そのものが維持できなくなるのではないかと

と大変心配しております。

では、まず、県は3月に高齢者保健福祉計画を策定しましたが、今後の介護事業についてどのような課題があると認識しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 本県の高齢者人口は、2025年をピークに減少に転じますが、後期高齢者はその後も増加を続けることから、介護サービスを利用する高齢者は増加していくことが見込まれております。

一方で、生産年齢人口の減少が進む中、2025年には介護職員が約2,600人不足すると推計しており、介護人材の確保が最重要課題であると認識しております。

また、2025年には、要支援・要介護認定者は2020年の約5万8,000人から約6万4,000人、認知症高齢者は、同じく2020年の約6万人から約7万人に増加することが見込まれることから、高齢者を身近な地域で支えていくことも大きな課題となっており、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムをさらに推進していく必要があると考えております。

○日高利夫議員 介護人材の確保が最重要課題とのことですが、しかし、現実問題として、生産年齢人口は減少の一途です。どの職種も人手不足が問題となります。

一方、これらの人材不足を補うため、今、介護業界においても、急速にICT化などによる働き方改革が進んでいます。そこで、要介護者等の増加に伴い、介護人材の不足が課題となる中、人材確保対策として行っている、介護ロボットやICT導入支援の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 介護施設等

への介護ロボットやICTの導入は、職員の負担軽減や業務の効率化といった労働環境改善のほか、若い世代への介護の魅力発信にもつながり、介護人材の確保に資するものと考えております。

このようなことから、県では、利用者の状態を常に把握することにより、効率的な部屋の巡回を可能にする見守り機器や、高齢者を抱え上げる際に腰への負担が軽減されるリフト、介護記録を記入する時間が削減できるタブレット端末等を導入する経費の補助を行っておりまして、令和2年度の補助実績は、介護ロボットが94事業所、ICT機器が43事業所であり、総額約1億500万円となっております。

今後とも、介護施設等の労働環境改善や人材確保のため、介護ロボット等の導入を支援してまいります。

○日高利夫議員 介護ロボットなどの導入には、いろいろと課題も多いと思いますが、将来的には、介護保険事業の課題解決に大きな力となると思いますので、さらなる取組をお願いします。

次に、県計画では、認知症高齢者人口が令和2年度には約6万人、令和7年度には約7万人、5年で約1.2倍に増加すると予測しておりますが、令和元年度の厚生労働省の国民生活基礎調査では、介護が必要となった原因のトップは認知症で、全体の18%であったと報告しています。

認知症高齢者の介護については、通常の要介護者に比べ、格段の労力が必要になると言われ、介護事業に与える影響が心配されます。

では、今後、認知症高齢者の増加が見込まれ、その対策は重要課題であります。認知症対策に関する県の基本的な考えを、福祉保健部

長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 認知症は、徘徊や妄想など、様々な症状が現れるとされ、ひいては、生活上の混乱や周囲とのトラブルなどにつながり、家族の精神的・身体的負担も大きく、社会全体で考えなければならない課題と認識しております。

このため、本年3月に宮崎県認知症施策推進計画を策定し、認知症に対する正しい理解の普及や、予防・医療・介護等の連携による適時適切なサービスが受けられる環境の整備等に取り組むこととしております。

今後とも計画に基づき、医療・介護・地域の各分野の連携の下、関連施策を総合的に推進し、認知症があってもなくても、できる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。

○日高利夫議員 今後、認知症高齢者の増加などにより、ますます事業運営は厳しくなってきます。そうならないために、まずは、介護を必要とする高齢者を増やさないこと、介護状態の悪化を防ぐことが重要です。

では、市町村が実施する介護予防のための運動教室等の開催実績と、それに対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 市町村では、介護予防を推進するために、高齢者が年齢、性別、健康状態、関心などに応じて参加できるよう、運動、認知症予防、趣味活動などの様々な教室等が、「通いの場」として開催されているところであります。

このうち、運動を主な活動内容として開催されている教室等につきましては、令和2年3月末現在、県内に1,295か所あり、実人数で、年間

1万9,373の方が参加されております。

効果的な介護予防を行うため、高齢者の状態に応じ、適切な運動が行えるよう指導する専門職が必要であることから、県では、運動教室等に理学療法士や作業療法士を派遣し、市町村の取組を支援しているところであります。

○日高利夫議員 ここで、少々古い話ですが、私の地元の国富町の紹介をさせていただきます。

国富町は、平成24年から平成26年度の介護保険料の基準月額が5,717円と県内最高額、ワーストワンを記録したことを受け、平成24年度から高齢者の健康づくりと介護給付費抑制のための「シニア元気アップ運動教室」を開設し、地域の公民館などで定期的に運動教室を開催しております。

開始から8年後の令和元年には、年間994回、延べ1万3,278人の参加があり、介護のお世話にならない体づくり、認知症予防、ひきこもり対策などを目的に、健康寿命を延ばす介護予防の取組を続けております。

しかし、残念ながら、これらの運動教室が、どれだけ保険料や給付費の抑制につながるのか、そのエビデンスがありません。しかし、私は確実に効果は上がっていると思っております。

ぜひ県には、実績を数値化し、検証できるような、「宮崎モデル」とも言えるようなソフト開発にも目を向けていただきたい。数値化できれば、目標が設定でき、さらに予防対策は向上するはずです。介護事業のお世話になる時期を、1年でも先送りすること、そんな介護予防の運動教室などは、もう既にほとんどの市町村が実施しているわけでありまして。

そこで伺いますが、介護を必要とする人を減

らすには、介護予防が重要であり、いま一度、原点に戻って、県民運動として積極的に介護予防を進めるべきであると考えますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） より多くの高齢者がいつまでも健康に暮らすためには、介護予防活動への参加を促す取組が必要であると考えております。

例えば、高齢者が自らの介護予防のために介護施設等でボランティアを行うと、ポイントが付与されるなどの取組事例もありますことから、参加促進のための事例を収集し、市町村に紹介することで、より一層の参加につなげてまいりたいと考えております。

県では、「健康寿命男女ともに日本一」を目標に掲げ、官民一体となって健康づくりの取組を進めており、健康寿命の延伸に向けて、今後とも、介護予防の重要性について、広く県民の方々に周知を図るとともに、市町村と連携しながら、多くの方々が参加いただける介護予防の取組を積極的に推進してまいります。

○日高利夫議員 介護予防の重要性は、みんな分かっているんですね。ただ、運動教室などの最大の課題は、やはり人材不足です。

国富町では、運動教室の手助けをする町民サポーターを毎年養成してきました。免許も資格もないけれども、我が町の高齢化社会を何とか明るく未来にしたいと、協力を申し出た町民サポーターは、令和2年度で51名に達しました。

県には、このような地域でのサポーターを育てる地域づくりや、地域住民が自力で介護予防の運動教室が運営できるよう、市町村をしっかりと支援し、それを全県下に広げる音頭を取っていただきたい。例えば、「宮崎県シニア元気アップ運動教室」とか、筋力を蓄える「宮崎県

シニア健康貯筋運動」とかですね。県民運動として、全県下で県と市町村と住民が一丸となった介護予防、運動教室が展開できますよう、さらなる検討をお願いし、待ちわびている高齢者の皆さんのためにも、一日も早く運動教室が再開できるよう願いつつ、次の質問に移ります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、本年6月補正で6億8,100万円の予算が措置された飲食店ガイドライン認証事業、通称「ひなた飲食店認証制度」について伺います。

この事業は、感染リスクが高い飲食を伴う場面での感染を抑制するための感染防止対策資機材の設置を支援する事業ですが、コロナ禍での講習会の義務や、55のチェック項目の認証など、事業の煩雑さにより、申請を見合わせる個人事業主が少なくないと聞いておりますが、このひなた飲食店認証制度について、事業の進捗状況と、申請業務の簡素化や事業遅滞の懸念など事業執行上の問題点はないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 「ひなた飲食店認証制度」につきましては、国の通知を基に、県が定めた認証基準に沿って認証するものであります。

このため、飲食店事業者に、感染防止対策である55項目の基準を理解していただくため、県内各地で講習会を開催し、8月末までに1,837の事業者が受講され、そのうち1,779の事業者が認証の申請をされております。これらの事業者につきまして、現在、資機材の支給後、順次現地確認を行っており、8月末現在、16施設を認証したところであります。

今後、より多くの事業者が申請することができるよう、講習会に加えて、認証基準を丁寧

に説明した動画の配信や、ホームページでの申請を可能にするなど、事業者が申請しやすい環境を整備し、認証の取得促進を進めてまいります。

○日高利夫議員 この事業は、結構ボリュームのある事業だと思います。スピーディーな事業の実施が課題ですが、人的問題で事業が遅滞することのないよう、また、コロナ禍におけるアクリル板などの設置事業は、飲食店にとっては感染防止対策の基本中の基本であります。これは重要な事業であります。漏れなく制度が活用されるよう、しっかりと啓発と事業の実施をお願いしておきます。

次に、宮崎県重症化予防センターについてであります。

本県コロナ禍にあっては、本年8月30日の病床使用率50.5%が、過去最も入院病床の逼迫した日であったと思っています。このときの入院患者数は155人、重症者数は8人。9月13日時点では、入院患者数は91人に、病床使用率も27.8%まで減少したものの、重症者数は8人。昨日、県内では、基礎疾患のある方でしたけれども、初めて50代の方がお亡くなりになりました。依然、予断を許さぬ状況であります。決して気を緩めることなく、感染対策を徹底しなければなりません。

このような中、自宅や宿泊療養者の重症化を防ぐための支援拠点施設として臨時に新設された「宮崎県重症化予防センター」については、開設してから数日がたちましたが、現在の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 今月10日に運用を開始しました「宮崎県重症化予防センター」は、陽性判明後、宿泊施設や自宅で療養されている方を対象に、軽症から中等症Ⅰの患

者の重症化リスクを低減させる「抗体カクテル療法」や、療養者の体調悪化時の点滴処置などの医療を提供しております。

当該センターで行う抗体カクテル療法につきましては、県央・県南地域の宿泊・自宅療養者のうち、発症日から7日以内で、一定の重症化リスクのある方を対象に、医師の判断により、昨日までに6名に投与を行っております。また、点滴処置につきましては、宿泊施設の療養者の体調悪化時の対応が可能となるなど、宿泊療養施設と連携させた医療機能の強化につながっております。

○日高利夫議員 期待された抗体カクテル療法は、発症から7日以内までの投与が基本であるとのことですが、重症化リスクの約7割低減が報告され、今後も重症化予防の効果が期待されております。あつてはなりません、第6波にも備えて、しっかりと薬の確保と体制の充実に努めていただきますよう、お願いします。

最後の質問になります。

最近、結婚をバックアップするシステムの一つとして、最新の人工知能(AI)を活用した結婚マッチングシステムが、全国の自治体で導入されております。現在、全国では19の県が、九州では長崎、鹿児島が既に実施しています。以前、テレビ放映された、埼玉県庁の少子政策課に確認したところ、開設して3年、1万602組でお見合いが成立、このうち4,114組が交際に発展し、127組が成婚したとのこと。成婚率が低いのが少々気になりますが、人気は上々とのことでした。

みやざき結婚サポートセンターの成婚実績は、6年間で106組です。現在、1,000名の会員登録があるとのこと。では、本県が今年度事業として実施を予定しています、AIを活用

した新結婚マッチングシステムの概要とセキュリティ対策、啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 県では、AIが会員の好みやマッチングデータを基に、相性のよい相手を選び紹介する機能や、自宅等で会員の端末から相手の検索ができる機能を備えた新しいシステムを導入し、マッチング率の向上と会員の利便性の向上を図ることとしております。

また、セキュリティ対策に関しては、サーバーのセキュリティ管理の徹底に加え、新たに2段階認証による不正ログインの防止や、写真データの不正利用防止などを講じ、厳格な個人情報の管理を行うこととしております。

この新システムは、来月に稼働する予定としており、今後、SNSやデジタルサイネージなど様々な媒体を活用したPRを行いながら、ターゲットとする若い世代の会員増加と、さらなる出会いの創出につなげてまいりたいと考えております。

○日高利夫議員 デジタル化時代にマッチしたシステム、そういう時代になったということでしょうか。

コロナ禍の1年半以上、多くの出会いが失われました。私は大いに期待したいと思っております。たくさんのお出合いをサポートしてやってください。

ただし、本県の結婚サポートセンターでは、開設時の平成27年度に、会員名が漏れるという事故がありましたので、万全のセキュリティ対策をお願いしておきます。

終わりに、何としてでも県民一丸となって、このコロナとの闘いに打ち勝ち、これまでダメージを受けた県民生活や経済の回復に向け、

全力で取り組んでいただくことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時42分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、外山 衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) では、早速質問に入ります。

いまだに感染の収束が見通せないこのコロナ禍におきまして、長引く外出や会食の自粛、地域経済の落ち込みに伴う生活苦など、多くの県民が疲弊しており、特に将来を担う若者にとりましては、希望が持てない状況にあると考えます。

国におきましては、今年6月に閣議決定されました、いわゆる「骨太の方針2021」におきまして、2025年度のプライマリーバランスの黒字化などの財政健全化目標を堅持するとしておりますが、コロナ禍の中、経済も気持ちも落ち込んでいる状況にあっては、まずは、積極的な財政出動による消費喚起、経済の立て直しが必要であると考えます。

報道によりますと、国の令和4年度概算要求は総額111兆円を超えて過去最高となり、補正予算による追加の経済対策が検討されているようであります。

そこで、本県におきましても、財政健全化は重要であります。この第5波を受けて、感染拡大への対策と将来を見据えた取組を進めるた

めには、積極的な財政出動が必要であると考えますが、知事の考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

これまでの新型コロナ対応としましては、地方創生臨時交付金などの国の財源を最大限活用して機動的に予算措置をしてきているところでありまして、いまだ感染の収束が見通せない中、引き続き、状況に応じた適時的確な感染症対策を講じることとしております。

災害への備えや、将来にわたる安定的な財政運営のためには、財政の健全性の維持というものも大変重要であります。議員御指摘のとおり、大きな影響を受けている県民の暮らしを支え、地域経済を再生するためには、機動的かつ積極的な財政出動も必要であると考えております。

そのためにも、必要となる財源につきまして、全国知事会地方税財政常任委員会委員長としての立場からも、国へ強く要望していくとともに、国の令和4年度予算編成や経済対策の動きを注視しつつ、県民の皆様、特に将来を担う若い世代が安心と希望が持てるような宮崎県を築いていくため、必要な取組について、しっかりと検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○外山 衛議員 若者の間に、将来のことを考えると不安で仕方がないとの思いが広がりつつあるようでありますので、様々な施策によって、明るい展望がもっと開けるよう、よろしくお伺いいたします。

次に、生活困窮者への支援について伺います。

まず、生活保護について伺います。

新型コロナの影響により、経済の停滞が長引く中、離職や失業等によって生活に困窮する方々の増加が懸念されます。

先日、厚生労働省が発表した直近のデータによりますと、今年6月の全国の生活保護申請件数は、昨年6月と比べて13.3%の増となっております。申請件数が増加するのは2か月連続、新型コロナ拡大以降では、1回目の緊急事態宣言が出された昨年4月に次いで伸びが大きかったとのことでもあります。

そこで、本県における生活保護の現状について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 本県の今年6月の生活保護の申請件数を前年6月と比較しますと、17件、13.2%の増となっておりますが、今年度4月から6月までの3か月間の累計を前年度と比較しますと、同程度となっております。

また、今年6月時点の被保護世帯数は、前年6月と比較して126世帯、0.9%の減となっております。保護停止中を除いた世帯類型別の世帯数では、高齢者世帯が136件、1.6%の増であり、失業者を含むその他の世帯は224件、11.0%の減となっております。

現状では、被保護世帯数の増加傾向は見られておりませんが、新型コロナの影響の長期化を踏まえ、保護申請の動向を注視しながら、保護を必要とする方への迅速な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 続きまして、生活福祉資金について伺います。

国は、休業等により一時的に収入が減収した場合や、生活の立て直しが必要な場合に備えて、緊急小口資金や総合支援資金などの生活福

祉資金特例貸付けを創設し、現在、多くの方が利用しておるようであります。この特例貸付けでは、償還について原則1年以内の据置期間があり、最も早い場合でも来年4月からの償還開始となるように、猶予期間が設けられております。

また、償還時におきまして、なお所得の減少が続く住民税の非課税世帯につきましては、償還を免除することができるなど、一定の配慮が行われておりますが、コロナ禍において、収入が元の水準まで戻らないまま償還が始まってしまいう方も多いと考えられます。

そこで、生活福祉資金の特例貸付けの償還につきましては、社会経済情勢に応じて、償還免除の要件緩和など柔軟な対策を講じるべきではないかと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金の特例貸付けは、コロナ禍にあって困窮する方々の生活の安定に大きな役割を果たしている制度であります。今後の償還が、借受人の生活の立て直しの妨げにならないことが重要であると考えております。

そのため、県におきましては、全国知事会を通じ、償還免除の要件について、住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づいて判断を行うなどの緩和策や、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などの対策を、国に要望しているところであります。

今後、償還が始まることとなりますが、県では、福祉事務所に設置しております生活困窮者の相談窓口の体制を強化しており、借受人の方々につきましても、一人一人に寄り添った支援を行い、安心して暮らしていけるように取り

組んでまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 もう1点伺います。

生活福祉資金の債権管理について伺います。

生活福祉資金の特例貸付けは、生活困窮者にとりましては大変ありがたい制度ではありますが、貸付けを実施する側にとりましては、償還状況の管理や償還が滞った場合の督促業務などの新たな業務が発生することになります。特例貸付けにかかる債権管理につきましては、各市町村の社会福祉協議会ではなく、県社会福祉協議会が一括して行うとのことでもありますけれども、金融機関ではない県社会福祉協議会にとりまして、大変負担が大きい業務になるのではないかと考えております。

そこで、通常業務に加えて、生活福祉資金の特例貸付けの債権管理業務を行うこととなる県社会福祉協議会に対して、県として何らかの支援を考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 生活福祉資金の特例貸付けにつきましては、令和3年9月3日時点で約1万7,000件、約77億円の貸付決定が行われており、今後は、県社会福祉協議会にとりまして、この債権管理が大変大きな業務となってまいります。

このため、県といたしましては、特例貸付けの貸付原資と合わせまして、債権管理のために必要な人員体制の強化などを図るための経費を補助することにより、業務が円滑に行えるよう、支援を行っているところであります。

○外山 衛議員 よろしく願いいたします。

次に、中小企業の資金繰り支援について伺います。

県内中小企業の多くが、新型コロナの影響を受け、売上げが落ち込んだことから、事業を継

続するため、県中小企業融資制度の新型コロナ関連融資を利用しております。企業の資金繰り改善に一定の効果があったようではありますが、コロナ禍の影響が長引く中、措置期間が終了し、売上げの回復も見られなく、先行きも見通せない中での借入金返済は、企業にとっても大きな負担であり、早期の経営安定化を阻害し、事業継続にも支障が生じる企業が増えるのではないかと思います。

そこで、県中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症関連融資の返済状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナウイルス感染症関連融資の実績は、延べ1万2,710件、約1,811億円で、元金返済を猶予する据置期間を1年以下としている事業者が約半数となっております。融資のピークが昨年5月、6月でありましたので、既に多くの事業者は元金返済が始まっており、厳しい経営環境中ではありますが、返済が始まった事業者は、おおむね計画どおりの返済を行っていただいております。

一方で、業況が回復せず、元金返済が厳しい事業者から、金融機関、信用保証協会に対して、据置期間を延長するなどの条件変更に関する相談もあり、令和3年4月から8月末までの5か月間で、214件の条件変更に応じているところでございます。

○外山 衛議員 現時点におきましては、元金返済の始まった企業の多くは順調であるように思いますが、新型コロナの収束の見通しが立たず、コロナ禍前のような売上げや業況が回復していない状況では、決して楽観はできません。条件変更の相談にも対応しているとのことですが、過重債務と感じている企業も多く、

資金繰りや借入金の返済が困難になる企業は、さらに増加してくると思われま

す。借入金の負担が大きくなっている企業に対しては、借入金の返済について、社会経済情勢に応じて柔軟に対応する必要があると思

いますが、県の考えを商工観光労働部長に伺います。
○商工観光労働部長（横山浩文君） 県では、今年5月に金融機関に対しまして、据置期間の延長や既往債務の返済猶予など、事業者の実情、要望に沿った最大限柔軟な対応を要請したところであり、これまで要請に沿った対応をしていただいております。

また、信用保証協会におきましては、今年7月に、今年度末までに元金返済が始まる約6,800の事業者に対しまして、条件変更の相談受付を案内いたしますとともに、小規模事業者を中心に、電話でのフォローアップや、必要に応じて訪問も実施していくこととしております。

県といたしましては、今年2月に再構築しました中小企業支援ネットワークによりまして、引き続き関係機関と連携・協力しながら、コロナ禍を乗り越え、事業を継続していただけるよう、事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

○外山 衛議員 本日、県内事業者支援に係る予算の追加提案もありましたが、経済の再建、そして中小企業等の存続のため、引き続き、国・県・市町村等で十分に連携を図りながら、地域や各業種の実情を踏まえた、きめ細やかで血の通った対策、支援をよろしく願いいたします。

次に、最低賃金について伺います。

先般、宮崎労働局より、宮崎地方最低賃金審議会の答申を受け、今年10月6日からの本県の最低賃金を、過去最大となる28円引き上げ、821

円とするとの発表がありました。これは、国の中央最低賃金審議会におきまして、全国で28円引き上げるとされた目安額がそのまま反映されたものでありますが、コロナ禍で全国的に景気が低迷している上、都市部と地方では、それぞれの地域で置かれている状況も異なっていることから、地域の実情を十分に踏まえて決定すべきものと考えております。

しかしながら、今回の引上げは、コロナ禍で厳しい経営に苦しんでいる事業者には、あまりにも厳しい内容であり、かえって労働者を休業や解雇に追い込むことになる負の面が顕在化するのではと、大変危惧しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症拡大による厳しい状況の中、最低賃金が引き上げられることについて、その影響を県としてどう認識しているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 最低賃金の引上げは、労働者の生活の向上を図る上で重要であると認識をしております。

一方で、長引くコロナ禍で先行きが不透明な状況の中、今回の大幅な引上げは、特に経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者にとって、事業の継続や雇用に深刻な影響を与えかねないものであると危惧しております。

今回の宮崎地方最低賃金審議会の答申では、国に対し、中小企業・小規模事業者の支援を求める内容の附帯決議も行われており、県といたしましても、全国知事会などを通じ、国に対し支援の強化を要請してまいります。

また、引き続き、市町村や商工団体などの関係機関とも連携を図りながら、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化をはじめ、生産性向上に向けた支援や離職者防止対策等に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 最低賃金の引上げに反対するものではございません。ただ、社員の生活向上を望まない経営者はいないと考えます。何とかしてあげたいが、残念ながら厳しい経営を強いられている中小企業においては、十分な手当てができないのも現実であります。

全国一律1,000円とか、1,500円という考え方は、環境が整っていない中、理解に苦しむところであります。

例えば、時給200円アップと言いますけれども、仮に100名の社員がいたとして、人件費、社会保険の会社負担等、負担分などを加算しますと、単純に年間数千万円の経費増となり、かなり経営を圧迫することにもなります。

最低賃金審議会には、現状に即した方針の決定をお願いしておきたいと思っております。

次に、PCR検査の支援について伺います。

県では、国文祭・芸文祭の開催などにより、人の流れが増加することを見据え、県外からのウイルスの流入を防止するため、7月から、帰省やビジネスで県外から来県する人や、県外との間を往復する県民に対し、PCR検査の支援を実施しております。私の知り合いにも、この支援を利用した人がおり、好評の声が聞かれるなど、県民の安心感を高める上では、一定の評価ができるものと考えております。

しかしながら、夏休みやお盆のシーズンを前に申込者が多くなり、検査キットの発送の遅れや、検査結果がすぐに来ないなどの問題があったことが報道されたところでもあります。せっかくの事業が、このような事態で信頼を損なうことになるのは大変残念であり、早急に正常化させることが重要であります。

そこで、県境往来者PCR検査支援事業のこれまでの実績と現在の取組状況についてを、総

合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県境往来者PCR検査支援事業につきましては、7月1日に事業を開始し、9月12日までに2万2,105件の検査について支援をしておりますが、夏休みシーズンにおきまして、御指摘のように、申込み件数が急増したことにより、検査キットの発送に大幅な遅延等が生じ、利用者の方々に大変御迷惑をおかけいたしました。水際対策を強化し、県民の皆様への安全・安心を確保するための取組に混乱が生じたことについて、深くおわびを申し上げます。

その後は、電話回線の増設やスタッフの増員等を実施いたしまして、現在は遅延等なく、正常に運用されている状況にあります。

本事業につきましては、引き続き県民の皆様へ安心して御利用いただけるよう、改善を図ってまいります。

○外山 衛議員 諸問題に関しましては、正常化が図られたとのことでありますので、ひとまず安心しております。

また、先日の山下寿議員への答弁にもありましたように、県内向けの検査体制の強化も検討されているとのことでありますので、より県民の安心感を高め、事業効果がさらに高まることを期待しております。

次に、まん延防止等重点措置について伺います。

これまでも、県独自の緊急事態宣言等において、幾度となく飲食店等への営業時間短縮を要請し、事業者には大変苦しい対応をお願いしてきたところではありますが、今回の国のまん延防止等重点措置の適用に伴い、またしても、飲食店等への営業時間短縮等を要請せざるを得ない状況となりました。飲食店にとどまらず、本県の

あらゆる経済活動が立ち行かなくなる、まさに瀬戸際まで来ているものと考えます。

今回の措置に伴う要請に従わない事業者に対しましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、命令や20万円以下の過料が科せられる場合があるとのことでありますが、要請に応じない事業者をどのように把握するのか、また、20万円以下の過料で要請の実効性を担保できるのか、懸念をしているところであります。

そこでまず、まん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等に対する要請への協力状況をどのように把握し、要請に応じない事業者に対してどういった対応を行っているのかを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 国のまん延防止等重点措置が適用されますと、要請に応じない事業者に対して、命令、過料を科すことができますが、国が一定の手順を定めておりまして、命令等を行う前に、その手順に従い様々な手続を行う必要がございます。

具体的には、まず要請への協力状況を把握する必要がありまして、該当する飲食店等の特定を行うため、複数回の調査を行うこととされております。その上で、特定された飲食店等へ戸別訪問や文書通知等を行い、それを繰り返しながら協力要請を行う必要があります。それでも要請に応じていただけない場合には、命令等に向けた手続を行うこととなります。

本県ではこれまで、県及び市町の職員による店舗見回り等により状況把握を行っており、現在、繰り返しの要請に応じていただけない飲食店等に対しまして、国が定めた手順に従って、命令等の手続を進めているところでございます。

○外山 衛議員 大多数の事業者は、一日も早い鎮静化のために、苦渋の決断をして要請に応じていただいているようではありますが、要請に応じていない一部の事業者のために、県や市町の職員が、夜遅くまで店舗の見回り等を行うなど、要請の徹底に向けて、日夜地道な活動をされているようでもあります。

そこで、今回のまん延防止等重点措置の適用に伴う飲食店等への要請の効果に対する県の評価を、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まん延防止等重点措置の措置区域であります宮崎市内においては、同措置の適用前には、要請に応じていただけない飲食店等が約60店舗確認されておりましたが、同措置が適用された8月27日には、約20店舗に減少したところであります。その後、戸別訪問等を実施し、協力要請を繰り返したところ、さらに数店舗が要請に応じていただくなど、同措置に伴う要請は、一定程度の効果があったものと認識しております。

しかしながら、現在も再三の要請に応じていただけない店舗があることから、引き続き、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 最高でも20万円の過料であれば、過料を支払ってでも営業を継続したほうがましだという考えの事業者が出てくるのも、不思議ではありません。命令や罰則を適用するにも、何度も店舗を訪問し、要請に応じないという証拠を積み重ねなければならないことも、要請の実効性を阻害しているように感じます。

また、通常業務に加えてのコロナ対応で忙殺されている職員の方々に、さらに過度の業務負担を強いることとなる命令等の手順も改善すべ

きと考えます。

県におかれましては、手続の簡素化、迅速化や、要請の実効性を高めるための制度の見直しに向けた議論が進みますよう、今回浮き彫りになった課題等について、国や全国知事会等との情報共有をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナ感染状況の公表の在り方について伺います。

県民に対して感染防止対策の徹底を呼びかける上では、県内の感染状況を迅速に、分かりやすく伝えることで、感染拡大の火種をより身近に感じてもらい、危機感を共有することが必要であります。また、県独自の緊急事態宣言などにおいて行動要請を行っておりますが、対策の必要性についての理解と協力を得る上でも、感染状況の的確な情報発信が重要と考えます。

そこで、新型コロナの感染状況について、どのような工夫をして情報提供しているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県民の皆様に対して、県内の感染状況を迅速に分かりやすくお伝えすることは、感染拡大防止の観点から、大変重要であります。

このため県では、感染者が確認された際には、原則毎日、感染症対策室による記者会見を行い、年代や性別、居住地など新規感染者の状況をお伝えするとともに、クラスターの発生状況等について説明を行っております。

また、県独自の緊急事態宣言の発令時等におきましては、知事が直接会見を開いて、県民の皆様に対して行動要請を行うとともに、県内における感染実例について、イラストを用いて具体的に説明を行うなど、マスコミを通じた効果的な情報提供に努めております。

さらに、県のホームページでは、圏域ごとの

感染状況の推移や検査の実施状況などについて、グラフや表を用いて、視覚的に分かりやすい形での情報発信を行っているところであります。

○外山 衛議員 例えば、「宮崎市内事業所でクラスター発生」との発表がありますが、内容が漠然としていてよく分かりません。発生場所を特定するためではありませんが、せめて人数と同時に、陽性者の症状の度合い、入院、医療機関での加療なのか、自宅療養なのかといった程度の情報の発信はお願いしたいと思います。事業所名や詳細を公表できないのであれば、クラスター発生との公表は必要なく、陽性者の発生地域と人数のみの公表でよいのではとも思います。

県におかれましては、引き続き、有効な情報提供に向けた工夫の検討をよろしく願いします。

次に、自殺対策について伺います。

今月10日から明日16日までは、全国の自殺予防週間であります。厚生労働省が6月に公表しました「人口動態統計」によりますと、近年、減少傾向にあった日本の自殺者数が、令和2年に11年ぶりに増加に転じております。本県では、官民一体となった取組の成果もあり、平成19年の394人をピークに減少傾向が続いておりましたが、昨年の自殺者数は217名と、前年より27名増加しております。

自殺の背景には様々な原因があると思いますが、長期化しているコロナ禍で、さらなる増加が懸念されるところであります。

そこで、本県における自殺の現状と取組についてを、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 昨年は全国的に自殺者が増加し、本県でも増加した結果、

令和2年の自殺死亡率が全国ワースト2位となったところであり、今年につきましては、現時点では対前年比で本県ではやや減少しておりますが、全国では増加しております。

県としましては、長引くコロナ禍において深刻な悩みを抱える方が増加していると考えており、まずは県民一人一人が、身近な方のつらい気持ちに気づき、声をかけることに取り組んでいただくことが重要であると考えております。

このため、新たに「ひなたのキズナ“声かけ”運動」を開始し、テレビCMやSNS広告に加え、学校の校内放送の活用など、関係機関や団体を通じた呼びかけを強化しているところであります。さらに、ワンストップ相談会の回数の拡充など、相談体制の強化等にも取り組んでおります。

引き続き、1人でも多くの命を自殺から救うため、関係部局や電話相談に取り組む団体などと連携し、普及啓発や相談対応、自殺未遂者の支援などの総合的な自殺対策に取り組んでまいります。

○外山 衛議員 非常に大変なことと思いますけれども、1人でも多くの命を救うために、引き続き地道な取組をお願いします。

次に、学校現場における感染防止対策等について伺います。

若年層での感染拡大が懸念される中、夏休みも終わり、本格的に学校生活が再開となりました。夏休み中も、部活動をはじめとして多くの教育活動が制限されるなど、子供たちに大きな影響を与えました。これからの時期は、学校行事や部活動等の大会を計画されており、学校における感染防止対策が、これまで以上に重要となってくると考えます。

そこで、本県の学校現場における感染防止対

策の現状について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校における感染防止対策としましては、夏休み明けに学校を再開するに当たり、新型コロナウイルスを「持ち込ませない」「広げない」ための取組を強化したところであり、

まず、学校にウイルスを「持ち込ませない」ために、各家庭の協力が不可欠であることから、学校と家庭が感染拡大の危機意識を共有しながら、検温、マスク、手洗いといった基本的な感染対策を徹底することについて呼びかけております。

また、「広げない」対策としまして、抗原簡易キットを学校に配備するとともに、教職員に対しましては、ワクチン接種の加速化に向けて、県の大規模集団接種や、市町村ごとの個別接種を勧奨しているところであります。

○外山 衛議員 次に、各学校において新型コロナの感染者が確認された場合、その対応に苦慮しているのではないかと推察いたします。

実際に学校で感染者が確認されると、濃厚接触者の範囲を特定したり、臨時休業したり、状況に応じた様々な対応が求められると思われ、

そこで、せんだって、文部科学省からは、学校で感染者が確認された際の対応に関するガイドラインが示されたと聞いておりますが、この国が示したガイドラインの概要と本県の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 先般、国の示したガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等の学校において、感染者が確認された場合の初動対応や、出席停止及び臨時休業の判断基準等が参考として示されております。

県教育委員会では、これまで、感染者が確認

された場合、保健所に相談した上で、自宅待機や学級閉鎖等の対応を、感染状況に応じて決定してまいりました。

現在は、デルタ株の感染力の強さ等を鑑み、より迅速な対応が必要となることから、福祉保健部と協議を行い、感染者が1人でも確認された場合は、保健所が濃厚接触者や検査対象者を特定するまでの間、校長の判断により、全校の児童生徒を自宅待機とするよう、各県立学校に周知し、市町村教育委員会へも情報提供を行ったところであります。

○外山 衛議員 次に、学びの機会の確保について伺います。

新型コロナの感染拡大を受け、先生方は日々、感染対策に取り組まれているようであります。しかしながら、現在は、子供たちの中にも感染が見られる状況にあり、やむを得ず臨時休業や出席停止等により、学校に行けない子供たちが出てきているようであります。

そのような中であっても、子供の学びの場を、学びの機会を確保することが重要であり、その手段として、これまで県議会でも取り上げられてきた、ICTの活用も有効であると考えます。

そこで、臨時休業や出席停止等により登校できない場合の学びの機会の確保に向け、本県ではどのような対応がされているかを、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、ICTの活用による学習指導を行うために、これまで準備を進めてきたところでありますが、このことは、やむを得ず登校できない子供たちに対しても、学びの機会の確保につながると考えているところであります。

現在、公立の小中学校におきましては、児童

生徒に1人1台端末が整備され、家庭と学校を結んだオンラインでの学習に、各学校が工夫して取り組み始めております。また、県立学校におきましては、民間の学習支援ソフト等を活用した、同時双方向型のオンライン学習や学習動画の配信など、家庭での学習を支援する取組が充実しつつあります。

県教育委員会といたしましては、今後、端末を持ち帰る際のルールを紹介するなど、ICTを活用した取組をさらに広めることにより、子供たちの学びの機会の確保に努めてまいります。

○外山 衛議員 もう1点伺います。最後に、教育長の思いについて伺います。

新型コロナが拡大し、いわゆる第5波が続く中で、子供たちにとりましても、本来は楽しいはずの夏休みも、行動要請等もあり、十分な思い出づくりもできなかったのではないかと、胸を痛めております。子供たちにこうした我慢を強いている中で、子供たちの健全育成は大変重要な課題であり、教育委員会の果たす役割は大きいと考えます。

そこで、このようなコロナ禍にある子供たちに対して、どのような教育を行っていくのか、教育長の思いを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 新型コロナウイルス感染症の拡大は長期に及んでおりまして、様々な学習活動の制限など、子供たちの学校生活にも大きな影響を与えていることが残念でなりません。こうした状況におきましても、子供たちが笑顔で登校する何げない日常の様子や、部活動の大会等にひたむきに取り組む姿は、多くの人々に元気や希望を与えてくれると、改めて強く感じたところであります。

今後、子供たちには、コロナ禍で困難やつら

さを経験したからこそ身につけた強さや優しさを生かしながら、これから進む未来に夢や希望を抱き、たくましく道を切り開いてほしいと、強く願っております。

そして、子供たちに寄り添いながら、それらの力を培うことこそが、私たち教育者の使命であると考えております。

○外山 衛議員 教育活動の充実と感染拡大の防止を両立させることは、大変難しいと思います。しかしながら、子供たちにとって、学校は学びの場であるとともに、友達と互いに理解し合いながら人間形成を図る貴重な場でもあります。今後とも、教育行政と学校が一丸となって、子供たちのために頑張ってもらいたいと思います。

次に、カツオ一本釣り漁業について伺います。

今年はカツオの漁獲量は多いものの、外食需要の減退による価格の低迷や燃油価格の高止まり等により、厳しい経営状況にある上、特に操業に欠かせない外国人材の人員確保が深刻な問題になっているようであります。

今年の漁が終わりますと、地域全体の約3割に及ぶ技能実習生の実習期間が満了し、母国インドネシアに帰国したい旨を申し出ているようであります。

一方で、コロナ禍で新規入国ができないため、交代人員が確保できず、来年の漁では人員不足が生じることとなります。この問題に、漁業関係者は大変大きな不安を持っております。カツオ一本釣り漁業の危機的な状況を痛感し、早急に対策を講じる必要性を強く感じております。

そこで、コロナ禍におけるカツオ一本釣り漁業の外国人材の確保に向けた県の取組につい

て、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県のカツオ一本釣り漁業では、船員の約半数が外国人材ありますが、現在、コロナ禍で新規外国人の入国のめどが立たないことから、十分な船員が確保できない状況となっております。

このため県では、関係漁協を通じて、インドネシアで技能実習生の支援を行う「送り出し機関」の協力の下、今年で実習が終了する外国人に対し、実習期間の延長や、令和元年に創設された特定技能制度の活用などを提案し、本県への残留に努めているところであります。また、漁協に対しましては、残留等に係る掛かり増し経費を支援する国等の事業の紹介などを行っております。

今後とも、カツオ一本釣り漁業はもとより、本県漁業において、外国人材を安定的に確保できるよう、関係団体と連携して取り組んでまいります。

○外山 衛議員 かなり厳しい状況と感じます。

ちなみに、日南市のカツオ船には、5名から8名のインドネシア実習生が乗船しております。ほぼ全船で帰国希望者がいて、一例を挙げますと、日本人船員13名、実習生5名の構成のところ、4名が帰国を希望していて、実習生1名を含む残った14名での操業は困難であろうと考えます。

実習期間の延長や特定技能制度の活用など、方策はあるものの、結局は実習生本人の意思によるところとなります。

コロナ禍の中、新規入国のめどが立たないとなれば、船主が実習生に延長を説得するしかない、もう1年乗ってもらいように説得するしかないのが現状であります。

日本人船員を確保した場合、国の助成制度があるとのことでありませけれども、日本人の若者が就労することは期待できない、ほぼいないというのが現状であることも認識いただいて、何とかこの難局を打破できるように、尽力をお願いいたします。

最後に、プロ野球キャンプについて伺います。

今年の本県でのプロ野球春季キャンプは、2軍を含め7球団全てが無観客での実施となり、日南市での広島東洋カープの1軍キャンプも行われませんでした。その理由としては、天福球場とその周辺は、ファンと選手との距離が非常に近く、また、県外からのファンも多いことから、新型コロナの感染リスクを考慮したものと伺っております。

球団と県、日南市、日南市民の間で長年培った信頼関係によって、これまで続いてきた日南キャンプでもありますし、知事もゆかりの深い球団でありますので、広島東洋カープの1軍キャンプの再開に向け、積極的な働きかけが必要と思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 長年にわたり行われております広島東洋カープの日南キャンプは、毎年多くのファンが訪れておりまして、特に最近では、カープ女子が注目されるような人気の高まりの中で、本県や日南市の知名度アップ、誘客を通じた地域の活性化に大きく貢献いただいております。

しかしながら、今年は、新型コロナ感染症予防の観点から、本県での1軍キャンプの実施が見送られ、2軍のみのキャンプとなったところでもあります。その影響があるのかどうか、今年はどうも調子が出ずに、今、最下位に沈んでおり、大変心配をしているところであります。

去る7月、高橋日南市長などとともに広島の球団事務所を訪問しまして、球団オーナーに対して、直接、来年はぜひ1軍のキャンプも実施してほしいという思いと、万全な感染症対策の下、選手、関係者の皆様をお迎えしたいということをお伝えしましたところ、球団オーナーは高校の先輩でもありますが、「知事との約束じゃけえ、やるよ」という前向きな言葉をいただいたところであります。

来年は、広島東洋カープのキャンプ60周年という節目の年でもあります。1軍を含めたキャンプが再び実施され、にぎわいが取り戻せるよう、また、来年以降も、日南キャンプの実施と、シーズンの好成績という好循環ができるように、合宿地としての役割を果たすことができるよう、引き続き、日南市などと連携して働きかけを行い、受入れ体制を整えてまいります。

○外山 衛議員 知事も7月に球団を訪問され、オーナーから前向きな言葉をいただいたということでもありますから、ただ、カープのみならず、全てのプロ野球、Jリーグキャンプが、観客を入れて行われることを期待しております。そのための、各球団やチームへの積極的な働きかけをお願いしたいと思います。

最後になりますが、知事に1点、もう今さら言わなくとも十分御承知と思っておりますけれども、今、宮崎も非常事態宣言下、まん延防止等重点措置地域に指定されております。ただ、これをこのまま続けるのも非常に重要でありますけれども、時に考えるのが、東京や大阪、福岡、大都市と経済環境とか、いろんな脆弱さが全然違う環境にあります、宮崎は。ですから、場合によっては、解除された後の復元力というものに大きな違いがあると思うんです。

ですから、もう十分御承知と思っておりますが、一

様に都市部と同じような対応ではなくて、どこかの時点で柔軟な対応を考慮されるように知恵を絞ってもらいたいと思っております。

やっぱり懸念するのが、宮崎は、東京、大阪、福岡と同じ環境下にないので、あまりにも足並みをそろえて同じことをやっておると、ちょっと大変なこともあるかもしれません。もちろん、こんなことを今さら私が言うまでもなく、知事、また執行部の皆さんはお分かりだと思いますけれども、十分にそういったことも配慮いただいて、今後の県政の運営をお願いしたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 次は、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) コロナは我々人間に何を問いかけているのだろう、コロナが流行し始めた頃、そんな思いを持ちました。

繰り返しになりますが、ちょうどその頃、コロナ対策が本格化する昨年6月県議会冒頭の知事提案理由説明の中で、知事は、「人々の意識や価値観、生き方までもが大きく変容することも予想されます」、これは表現の一部ではありますが、このように表現されました。私は思わず膝を打つ思いでした。

私は気になって、県内9市のそれぞれの首長が当時どのようなメッセージを発しているのだろうか、それぞれの首長の提案説明要旨を取り寄せてみました。私の見落としがあるかもしれませんが、このような表現は見られませんでした。それだけに、知事の先を見据えたそのメッセージは心に残りました。

コロナは我々人間に何を問いかけているのだろう。そんな思いで、議員の皆さんのこれまで

の質問や、それに係る答弁を聞いていますと、心に残るものがたくさんありました。

名前を挙げさせていただきますが、本年の6月議会で、坂口博美議員が以下のように表現されました。

「事実、今回のような危機事象発生時は、巨額の財政出動など大きな政府でなければ責任を果たせようはずはありません。したがって、望むべくは、常に大きな政府の実力を温存しつつ、通常時は小さな政府で事を進めていながら、有事に際しては大きな政府となり危機事象に対応できる政府、すなわち常に大きな政府と小さな政府を併せ持つ行政府の在り方を検討すべきだと思います」と、このように表現されました。

私自身、新自由主義というものに完全に否定的な考えを持っていただけに、このような柔軟な考え方もあるのだと思い、国家の形というもの考える上で一考に値する、大きな心の揺らぎを与えていただきました。

また、MMTの理論についてであります、実は党派を超えて私を指導してくださる井本英雄議員が、ある本を示し、「太田君、この本は読んどったほうがいいぞ」と命令的に勧められ、実際に読んでみて、私も目からうろこでした。財政規律というものを考える上で、MMTは眉唾物と思っていた私にとって、これもまた大きな心の揺らぎを与えるものでした。

このMMTの理論については、右松隆央議員が本年の2月議会できっちり質問されましたので繰り返しません、知事の答弁では次のように述べられています。

表現の一部ではありますが、「MMT理論については、経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところであ

ります」。経済政策の論議に幅を持たせる一石を投じたものであると受け止めているところでもありますとは、うまい表現だなと思いました。

国がコロナ対策で大量の国債を発行する中で、確かにMMTが、今後、経済政策論議の幅を持たせるものとなってほしいと思っていますし、あわせて、超過累進課税などの所得再配分機能や格差を是正する機能をきっちりと導入していただきたいと思っています。

また、歴史認識や人間の心の問題についてありますが、令和元年9月議会で、来住一人議員が次のように表現されています。

「韓国・朝鮮への本格的侵略に乗り出したのが、1894年の日清戦争です。日清戦争に勝利した日本は、朝鮮への清国の影響力の排除を約束させます。翌年10月、公使の三浦梧楼の指導のもと、軍が王宮に押し入り、日本への抵抗の中心であった明成皇后（閔妃）を殺害し、遺体を井戸に投げ込んでおります」。

ああ、そうだったなと思い返し、私自身、身の引き締まる思いでした。

人間というものはすばらしい生き物であり、優しさや人の気持ちをおもんぱかる惻隱の情というものを持っているが、片や、残虐性や狂気も併せ持っている。人間は二面性を持った動物である。だから政治というものは、その残虐性や狂気に依拠して行われてはならない。だから政治というものは、国民にその残虐性や狂気を演じさせてはならない、そう思いました。

今日、ネット上での誹謗中傷、炎上をあおる行為など、日本人の美しさがなくなってきているようで、心悲しむものがあります。

前置きが長くなりましたが、質問しなければなりません。

過去の歴史を振り返り現代社会を見ると、政

治や経済の社会がまたしても、うそっぽくなってきているような気がいたします。

うそというと、こんな話があります。

私が小学校6年生の頃だったと思います、60年前の話です。担任の先生が病気か何かで欠席され、代わりに定年間近のおじいちゃん先生が来られ、私たちの授業を見てくださいました。その先生が、こんな話をされました。

ある村で、うそつき大会が行われ、発表者のみんながそれはそれは見事なうそをつくものだから、審査員の人たちは誰を優勝者にすべきか迷っていたところ、最後に登場した90歳近くの腰の曲がったおじいちゃんが、つえをついて壇上に上がり、たった一言、「俺は生まれてこの方、うそをついたことは一遍もねえ」と言ったそうです。この人が優勝したそうです。

この話をしてくれたその先生は、私たちに、「面白いだろう。な、面白いだろう」と笑いを強要しましたが、10年そこそこの人生経験しかない私たちは、きょとんとして、その笑いの本当の意味が分かりませんでした。今、思い返すと、そのことのほうがおかしくてなりません。

では、質問ではありますが、経済用語に「合成の誤謬」という言葉がありますが、この言葉の意味は、「それぞれ個人の人間が正しいと思って行動したことが、それを足し合わせた合成の結果は、とんでもない結果を社会にもたらすことがある」ということだと思います。

もっと具体的には、例えば、「それぞれの家族が将来のためにと思い貯蓄に励み、お金をためておくと、それを合成した社会全体では消費活動を停滞させ、結果として不況をもたらす」と解釈されるかなと思います。

県も、みやざき行財政改革プランなどを作成し、財政健全化のためのコスト縮減などに取り

組まれるわけですが、県内26市町村も同じように取り組んでおられます。このことがあらぬ結果をもたらすことになるのではと思うわけです。

そこで、知事に質問いたします。

「合成の誤謬」という言葉があるが、政策決定に当たっては、個別の課題への対応だけでなく、全体への影響も考慮する必要があると思うが、知事、どう思われますか。

次に、不可解で理不尽な事件として、本年8月6日、小田急電鉄小田原線で乗客の10名が刺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

事件の全容は分かりませんが、報道によると、犯人は、被害者の女性を見て「勝ち組の典型に見えた。幸せそうな人が憎い」とも語っているそうです。

即断で論評することはできませんが、人間の心の中に、勝ち組、負け組という区分、格差をもたらすような何かが、この社会の中に存在しているのではないかと考えてなりません。

私は、派遣労働制なる働き方も、その大きな一因ではないかと思えます。

これまでも私は常々言ってきましたが、派遣労働制なるものは、1986年に導入された当時は、ソフトウェア開発業務など13の業務に限られていました。ところが、規制緩和の波に乗って、2004年に製造業まで派遣できるようになり、今では派遣労働を含む非正規の割合が、働く人の4割まで占めるようになったと言われています。

自然を相手とする開発事業などでは、環境アセスメントを行い、その影響を見ますが、同じように、このような派遣労働制なるものを導入する場合、人間の心や社会にどのような影響をもたらすことになるのか、私の造語ではありま

すが、環境アセスメントならぬ「社会的アセスメント」を、その導入に積極的だった国や経団連は、行うべき責務があるのではないかとと思うほどです。

そこで、質問いたします。

派遣労働など非正規雇用で働く形態が人間の心に影響を与えていることもあると思うが、知事の所感を伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、「合成の誤謬」についてであります。

社会経済の変化や人々の価値観の多様化に伴い、行政課題も複雑化、高度化しております。御紹介いただきました合成の誤謬などのように、個別課題に向けた対策が、全体として予期せぬ結果につながったり、別の分野で問題を発生することのないよう、留意しなければならないと考えております。

例えば、産業分野において、個々の企業が利益を追求するあまり生産を拡大した結果、全体の需給バランスが崩れて価格が下がったり、あるいは、ITシステムについて、個別の分野ごとに最適なものを導入した結果、全体で見ると複雑になり、システム間の連携や統合が困難になるといったような事例が、国のレポート等でも報告されているところであります。

人的資源や財源に限りがある中、緊急性や優先順位を考慮しながら政策決定を行う必要があります。その際には、合成の誤謬等を生じることのないよう、市町村や関係団体等の御意見も伺いながら、常に全体を俯瞰しつつ取り組んでいく必要があると考えております。

また、先ほど外山議員から御指摘をいただき

ました、都市部における対策をそのまま地方部に適用することの課題というところもございませぬ。県民の暮らし、また、地域の実態にしっかりと目配りを行い、総合的な判断を心がけてまいります。

次に、派遣労働など働く形態についてであります。

私は、県民が、多様で柔軟な働き方が選択でき、心豊かに生活できる社会の実現が望ましいと考えております。派遣労働などの非正規雇用も、それぞれのライフスタイルに応じた雇用形態の一つであると認識しております。

一方で、就労期間等が不安定で、賃金が低いなどの様々な課題も指摘されております。このような就労形態を不本意であると捉え、不安を感じておられる方もおられると思います。

このため県では、非正規雇用を余儀なくされている方々などに対し、正規雇用への転換や新規就業を支援するため、キャリアカウンセラーなどによる個別相談の実施や企業とのマッチングなどにも取り組んでいるところであります。

今後とも、国や関係機関とも連携しながら、県民が望むような働き方を選択でき、安心して働き続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。

合成の誤謬については、知事から全体を俯瞰してという言葉もありましたように、本当に上に立つ人は、そういう視点を常に忘れないようにお願いしたいなと思います。

それから、非正規雇用の関係ですが、本当に様々なライフスタイルがあるということは分かります。

ただ、例えば、自分の息子、娘が仕事に就いたよというときに、非正規でねとかそんなこと

を言われたら、もちろん職業に貴賤の別はありませんけど、親としては、正規雇用に就いてよと言いたくなるところもあります。ですから、ライフスタイルの多様化というのもありますけど、私は、将来の年金とか、いろんなことを考えた場合には、しかるべき仕事に就くように頑張っていたきたいかなとも思います。ありがとうございました。

次に、法人税率を15%以上にしようではないかという国際課税ルールが、今、合意されていくようであります。20か国・地域の財務相・中央銀行総裁会議が、本年7月10日にあったようですけど、そういう最低課税をして税逃れを防ぐ、そんなことで合意がされようとしているのだらうと思いますが、この動きについての知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 本年7月、OECD(経済協力開発機構)が、多国籍企業に対する法人税の最低税率を15%以上とすることと、支店・工場等の物理的な拠点がなくても、事業を行い利益を得た市場のある国に課税権を配分すること、この2点を柱とする新たな国際課税ルールにつきまして、130の国と地域が大筋合意したことを発表しております。

これは、経済のグローバル化、デジタル化が進展する中で、各国による法人税率の引下げ競争や、多国籍企業による租税回避などの課題があることから、10年にわたり議論が積み重ねられてきた、その成果であります。

今回の合意は、国際協調の下で、こうした課題の解決につながる具体的な対策について合意が図られたということで、画期的な第一歩であると考えております。

新型コロナの経済対策など財政需要が高まる今日において、法人課税の適正化が図られ、課

税ベースを確保する方向で議論が進むことを期待しているところであります。

○太田清海議員 ありがとうございます。

画期的な議論が始まっていると、私もそう思います。タックスヘイブンということを通じて私も——せっかく稼いだものをみんなのために使うことはできないのかという思いがあった中、国際的にこういった動きが出てきているということは、本当にいいと思います。

日本の場合ですけど、企業の内部留保というのがありますが、これが9年連続ずっと伸びてきているそうです。現在どのくらいあるかというところだと475兆円。475兆円というところだと、111兆円になるかという今の国家予算の4倍、5倍近いものが企業の中に残されて、もったいないな、これをもう少しみんなのために使ってあげるといいのになという思いも含めて、こういう国際的な課税ルールが新たな進歩をもたらしたことについてはよかったかと、ぜひいい形を取っていただきたいと思っております。

次に、同じく知事に質問しますが、F35Bの問題。これは岩切議員、それから来住議員も質問されました。考え方としては分かりました。県も情報を取ろう、取ろうと努力されていることについては、私も了解いたします。

いろいろな立場で一生懸命、早く県民に知らせないかということだろうと思いますが。今回の情報を見てみると、4月5日の段階で、まだ正式には決定していませんけどという防衛局の発表がありましたけど、結果として、新田原が正式に決定したということになりました。何か情報操作をされているんじゃないか、あの当時、4月頃に情報をリークしながら県民の反応を見て、結果的に新田原にということになったのではないかと思うわけですが、知事の所感を

伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) F35Bにつきましては、今年4月の初め、国から何ら説明がない中で、あたかも新田原基地に決定したかのような報道がなされ、大変驚いたところであります。

この報道がどのような経緯で行われたかについては承知しておりませんが、県民に大きな不安が広がったことから、直ちに国に対し強く抗議したところであり、国からは、謝罪とともに、新田原基地が有力候補地の一つであるとの説明を事後的に受けたところであります。

県といたしましては、今回のように、県民生活にも影響のある情報について、安心・安全の確保の観点から、県及び地元自治体に対し、迅速かつ丁寧の説明を行うよう求めているところでもありますし、今後とも強く求めてまいります。

○太田清海議員 防衛というのは、知事もよく答弁されますが、国の専管事項であるとか、法律論争でいくと統治行為論ということで、国の高度な政治判断については裁判になじまないもので、裁判所自体がそういう論議から辞退している。ということは、憲法の中で三権分立と言われているけど、司法が判断をしなければ行政の力が強くなると思うんです。

そういうことを考えると、この問題はいずれ、宮崎県から見た場合、地方自治の問題と必ずぶつかってくる。もちろん、これは憲法の問題ともぶつかっておりますけど、地方自治から見た場合どうなのだろうかということにもなるかと思っております。

このことについては、後で時間が余ったら、もう少し説明したいと思うのですが。仲代達也という俳優がいます。あの方は今、88歳です。この方の手記を見ました。

中学校1年生のとき、1945年、ちょうど終戦の5月、焼夷弾が東京にどんどん落とされて、山の手の友達の家にいたそうです。その焼夷弾の中を逃げ惑っていたら、近所の知っていた女の子が——このくらいという手の仕草をしましたから、中学生から見れば恐らく4歳か、そのくらいだろうと。その子の手を握って一生懸命安全なところに逃げ込んでいった。ところが、気がついてみたら、肘から先のない子の手を握っていた。安全なところに行ったけれども、まだ落ちてくるかもしれない、まだ逃げなきゃいかん。だから子供の腕をほたり投げた。それを思い出して、何であるときせめて腕だけでも葬ってやらなかったのかな、私は何でほたり投げたのかなという——放り投げたということですけどね。

そういう体験を持った人たちがもう80歳以上。その辺の思いもぜひ何かつないでいかないと。日本という国は、名誉ある地位を占めたいと思うと憲法前文に書いてある。名誉ある地位というのは——こんな経験をした日本は、国際社会の中で何か通常の国とは違った主張があるのではないか、そうしなければならぬんじゃないかという名誉ある地位を、この日本というのは求めていかないと。安全保障のジレンマの中で、お互いが分離、拡張して、最終的にはどうなるか分からないという、この社会の中での別な任務があるのではないかなと思ったところでもあります。

次に質問を進めますが、総務部長に、会計年度任用職員についてお伺いしたいと思います。

会計年度任用職員の任用期間や採用者の決定方法など、その制度の実態についてお伺いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 会計年度任用の職

は、地方公務員法により、一会計年度を越えない範囲内で、毎年度、その必要性を吟味し、新たな職として設置することとなっております。

また、採用者の決定に際しましては、原則として、毎年度公募を行い、客観的な能力実証を行うこととされております。

県におきましては、これらの考え方を踏まえつつ、現在任用されている職員が、翌年度も同一の職務内容の職への任用を希望する場合には、人材の確保、雇用の安定等の観点から、公募を経ずに当年度の能力実証により、連続2回まで、再度の任用ができることとしております。

なお、公募を経て、客観的な能力実証が行われる場合は、任用回数に制限はありません。

○太田清海議員 それでは、次の質問もしておきたいと思います。

会計年度任用職員の制度運用についての県の考え方を、総務部長にお願いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 会計年度任用職員につきましては、制度導入2年目となり、運用面において課題が見えたところであります。

特に、次年度の採用方針や報酬等の勤務条件に関しましては、会計年度任用職員本人の生活に直接影響を及ぼすことから、事前に十分な時間を取り、本人に丁寧な説明がなされるよう、改めて所属に周知するなど必要な対策を講じ、しっかりと運用してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 分かりました。1年たって、またいろいろ不備があれば対応していきたいというふうな答弁でもありましたが。今聞いてみますと、公募せずに3年かな、そのぐらひは公募せずにいきますということだから、その方は大体3年間は保障されているというような捉え

方もできるかなと思いますが、会計年度任用職員というのは、1年1年が経過することが怖いんですよ。次の年度、私は採用されるのだろうか。だから2月、3月、その頃はもうたまらないですね。

そのことは、10年ぐらい前でしたか、この議会でも言いましたが。母子相談員、当時は嘱託職員だったのでしょうか、その人たちから、「私たちは2月頃が一番心がつらいんですよ。採用されるか分からないから」という相談を受けて、1回ここで言ったことがあります。

会計年度任用職員は大幅改善はされてきていると思いますけれども、1年というのが、やっぱり物すごくつらいんですよ。その思い、1年ごとに首を切られるのではないかというびくびく感、これはできるだけ改善を。何かいい形で、頑張っただけということでは何かしていかれるといいかなと思います。あと、教育委員会のほうでも、そういった話も今から出てくるかもしれませんので伝えておきます。そういう会計年度任用職員の気持ちを考えていただきながら、対応していただきたいと思います。

次は、教員免許状更新制についてであります。右松議員も聞かれましたので、重複を避けながらいきます。教員免許状更新制廃止の理由及び廃止前の更新対象者の取扱いや今後のスケジュールについて、お伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 国が実施した更新講習についてのアンケートによりますと、最新の知識・技能を習得できたという意見がある一方で、対象教員にとって、講習の時間や費用等が大きな負担となったことがうかがえ、これらが廃止の方針につながったものと考えております。

廃止前の更新対象者への取扱いにつきまして

は、現段階では廃止の時期等が未定であるため、これまでと同様の手続を進めることになると考えております。

教員の資質向上は重要な課題でありますので、県教育委員会といたしましては、今後、国の動向を注視しながら、更新講習に代わる新たな研修体制の構築に取り組んでまいります。

○太田清海議員 私は、この制度が導入されたときに、この制度はまずい制度じゃないかなと思っていました。人間の心のある制度の中で押し込むということは、大変難しいことだと思うんです。恐らく教員の方は、この制度がなくなるということを聞いたときに、心の中ではほっとされたんじゃないでしょうか。そんな思いが私はあると思うんですよ。

そして、こういう制度をつくる場合には——朝令暮改といいますか、つくっても10年したらもうやめましたというような感じのものは、もう少し制度設計するときに、いろいろなことを考えてやらないかんことじゃなかったのかなと思います。

正式には廃止までにはあと2年ぐらいかかるようで、あと2年、廃止が分かっているにもかかわらず受けなければならない人がおるわけですよ。廃止が分かっているにもかかわらず受けなきゃならない、そういう人の気持ちは、何かモチベーションが、ちょっとこたえると思うんですよ。国も新たな研修制度と言うならば、その辺も配慮してあげられるようなものがないかなと思っております。

次に、教員というものは、教育技術に加えて人間性というものが大切だと思いますけれども、管理職による教員の人材育成の在り方について、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 教員には、指導に

必要な知識や技能、高い専門性のほか、教員としての自覚や情熱、加えて、議員御指摘の豊かな人間性を有することが大切でありまして、そのような人材の育成は、管理職の大きな職務であると認識しております。

私自身、校長時代には、先生方に対して、「子供たちに寄り添う指導を」「忙しいときこそ明るく心豊かに」、何より「子供たちの目標、憧れの存在になりましょう」と、教員の人間性の大切さを説いてまいりました。

今後とも、高い指導技術に加えて、豊かな人間性を有する教員の育成こそ私たちの責務であると、管理職に伝えてまいります。

○太田清海議員 分かりました。

校長時代に、そういう対応をされたとのことですが、私は、制度の中で人間の心を追い込むということじゃなくて、今ある校長、副校長、教頭、指導主幹何とかというのがありましたけど、そのような人たちが、新しい職員に対して1対1で、何か問題があれば話し込んでみる。そういう人格の陶冶といいますか、お互いの人格を出し合いながら、こうしたほうが良いよと、そういう学校の人事制度の中でされることが私は一番いいと思うんですよね。高度な技術をつけるためには、全国の情報なんかも知らないかんから、そういう研修も必要かもしれませんけど。私は、今回のこの制度は、どうも政治に翻弄されてしまったような制度ではなかったのかなと思います。

教育長には最後の質問になりますけど、変化の激しいこの社会を生き抜くたくましさを、本県の子供たちにどのように身につけさせていくか。私も20代の頃、この現実社会に入ることがつらいときがありました。何で世の中こんなになっているんだろうと思って、心が崩れたりし

たこともありました。なかなかこの社会は難しいという思いがあるものですから、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） 議員御指摘のように、変化の激しい社会、予測が困難な時代におきまして、たくましく生き抜く力を育むことは、極めて重要なことだと思っております。このような時代にあって、今学校では、自ら問いを立てたり、答えが1つではない問いを多面的・多角的に考察したり、多様な他者と協働しながら課題を解決する学習に取り組んでおります。加えて、コロナ禍という困難の中、準備の進んだICT環境の下、情報を正しく見極め、適切に選択、活用していく力も不可欠なものとなりました。今後とも、これらの力をしっかりと培い、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を推進してまいります。

○太田清海議員 これまで、例えば、私たちの会派の岩切議員が質問した義務教育修了後の児童の支援の在り方、本当に悩ましい問題ですね。卒業されたらなかなか学校の手が及ばない。しかし気になる。ある先生がこんなことを言っておられます。もう退職した先生なんですけれども。「担任をしている1年間だけの責任を負うというのではなく、その子供の一生にわたって責任があると考えてきました」という手記を頂きました。子供を世の中に送り出そうとするときに、この世の中が立派であってほしいという思いも込めて言われている言葉なんです。教育者はみんなそういう思いだろうと思います。卒業させたら終わりだというようなことではないわけですよね。この子が幸せになるのかなと。「家庭が複雑だったね、この子は幸せになるかな」という思いを持ちながら、先生は頑張っているんだろうと思うんですよね。そう

いうことで、ぜひたくましさ。私自身も中学校3年のときに、ベトナム戦争が激しい頃でしたので、作文に書いて出したことがあるんですよ。「何で大人は戦争をするんですか。先生たちは私たちに友達と仲よくしなさいと言っているじゃないですか。でも、大人は戦争しているじゃないですか」と、これが私の当時の最大の疑問でした。今でもそうなんですけどね。そういう社会の在り方と教育というのは、非常に難しい。しかし、何か変えていかないかんというのがあるのではないかなと思います。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。コロナ対応についてであります。新型コロナウイルスの保健所における移送の整備状況や、救急搬送が必要な場合の保健所と消防機関との連携についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保健所では、感染症法第21条に基づきまして感染症患者の移送を行っており、移送のための車両や資機材につきましては、国の補助事業を活用しまして、必要な整備を行っております。

移送車両につきましては、現在、各保健所の公用車やレンタカーを活用しており、運転席と乗車スペースをビニールで区分けして感染防止の対応をしておりますが、さらに陰圧式のストレッチャー型や車椅子型の感染防止搬送用具を整備しているところであります。

また、消防機関が行う救急搬送につきましては、保健所と消防機関との情報共有、連携が極めて重要であると考えております。このため、国の通知に基づきまして、双方で事前に協議を行っております。原則として、緊急時には、各保健所が消防機関に搬送の依頼をする取扱いとしております。

加えて、症状の変化が見られる自宅療養者に

つきましては、救急搬送が迅速かつ円滑に行えるよう、本人の同意を得て、あらかじめ消防機関に情報を提供しているところであります。

○太田清海議員 私も事務折衝したときに、保健所と消防署とが、本当に水も漏らさぬような対応をされているということは分かりました。ただ、ちょっと不安に思ったのは、自宅療養している人が、ちょっと気分が悪くなった、例えば心臓とかが悪くなったということで、思わず救急隊に電話をして、救急隊はその人がコロナ患者ということは知らずに行ってしまうという。これも問い詰めてみましたが、保健所のほうもできるだけ本人の同意をとって知らせするという対応をしているということですが、水も漏らさぬといった中に、少し、もしかして、そういうような対応——本人が言わないとかいうことで、完全防御で行かなきゃいかんのが、普通の救急隊で行ったりしてしまうと大変ですから、その辺は今後、十分話し合いをしていただきたいと思います。

次に、選挙管理委員長にお尋ねします。期日前投票についてであります。国政選挙における期日前投票者数の状況についてお伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（茂 雄二君） 期日前投票につきましては、投票日当日の投票を原則としつつ、当日、投票が困難な選挙人の投票機会を確保するため、平成15年に導入されました。

期日前投票者数の状況ですが、参議院選挙につきましては、平成16年に9万5,000人余であったものが、令和元年には13万8,000人余に、また衆議院選挙につきましては、平成17年に8万3,000人余であったものが、平成29年には19万3,000人余になるなど、近年は投票者数全体の3割以上を占めておりまして、制度が定着して

いる状況がうかがえるところであります。

近く行われる予定の衆議院選挙におきましては、新型コロナウイルスの感染防止対策が重要となりますが、コロナ禍において投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用呼びかけを検討するよう、総務省からも助言があったところであり、投票日当日の投票参加はもとより、期日前投票の利用につきましても周知してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 本当にこれは、投票率を上げるという意味では、民意を反映させるという意味では必要な制度だろうと思います。原則としては当日、決められた日に投票してもらいたいと思うんですが。というのは、いろいろ不祥事があった場合とか、投票したのにその候補者が何かちょっと変説したとかいったときに、入れて、しまったなということもあるかもしれません。だから、投票日というのを基本原則にさせていただきたいと思うんですが。私たちも候補者として、1週間とか10日間とか選挙運動をして回りますけれども、会ったときに、「もう俺、投票済んじゃった」とか言って、「あんたには入れてないよ」とか言われたりすると、本当ががっくりくるんですよ。だから、そういう意味で大事なことだとは思いますが。親子連れ投票というのを前回聞きました。子供さん、お孫さんとかがちょっと投票所に行くのが怖いというのがあるなら、早く取り除いてやろうかと思って、早く連れていこうかなと思っております。ぜひ、投票率のアップのために頑張っていきたいと思っております。

あと、地元の問題で質問させていただきませう。

総合政策部長にお尋ねします。延岡市に整備

中の県立体育館について、完成後の管理運営方針はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長(松浦直康君) 延岡市に計画しております県立体育館は、県北地域におけるスポーツランドみやぎの新たな拠点として、大規模大会の開催や競技力向上など、本来の県体育館の役割を十分に果たすとともに、地域でのスポーツ活動や災害時における避難拠点としての役割など、廃止となる延岡市民体育館の機能を引き続き担えるよう整備してまいりたいと考えております。

そのため、新体育館完成後の管理運営方針につきましては、現在、延岡市とも意見交換を行いながら、検討を進めているところであります。

新体育館が本県のスポーツ振興や地域活性化に貢献するとともに、地元にも幅広く利用される施設となるよう努めてまいります。

○太田清海議員 この問題については、今後、地元の延岡市と管理運営方法等を議論していくこととありますが、延岡市としては、使い勝手のいい形になるということで、事務の委託を望んでいるところもあるようです。権限移譲という手法ではなくて、事務の委託という形が地方自治法第252条に述べられていますが、そういう気持ちもあるようです。

それから、延岡花物語という、五ヶ瀬川に橋を架けて、市民がいっぱい集まってにぎわうイベントがあります。ここでも駐車場あたりが使えるといいがねというものもあるんじゃないでしょうか。あとは、手数料徴収条例等の件は決めていかなきゃなりません。今後の議論の中に、ひとつ延岡市の意向を酌んでいただきたいなと思っております。

それから、次の五ヶ瀬川河口の導流堤、これ

は方財にありますけれども、方財の海岸が浸食されております。ここに袋詰め玉石の施工をしておりますけれども、袋詰め玉石をもう少し広げることにはならんか、県土整備部長にお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 五ヶ瀬川河口の導流堤におきましては、一部で沈下が見られたことから、今年1月に袋詰め玉石によるかさ上げ工事を行った後、監視カメラを設置するなど、現在、砂の移動状況をモニタリングしております。

砂の移動メカニズムの解析には、季節的な変化や台風の影響など、経年的なデータの積み重ねが必要であります。現時点では、袋詰め玉石周辺に砂が堆積している状況が確認できております。

議員御指摘の袋詰め玉石の施工を海側へ広げることにつきましては、海中への投入により水の流れが変わるなどの影響も考えられますので、関係者や専門家の意見を伺いながら、施工範囲等について検討してまいります。

○太田清海議員 分かりました。私も3月頃にあの玉石が入ったのを写真に撮っております。この前も行きました。砂がたまっているよね。もう2メートルか3メートルかはたまっているんじゃないかな。養浜をする上では、袋詰め玉石のあの力は強いと、私は思いました。これは本当に自然の形は——「一浜いじれば七浜たたる」という言葉がありますように、私がこう主張したことによって、また別な影響も出るかもしれない。そういう謙虚な考え方をもってしても、あの玉石をテトラポットの隙間に入れただけで砂が移動しない、止まり込んでいくという感じを受けましたので、部長が言われた方向でいいですが、その辺を注視して、早めに結論を

出していただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、同じく県土整備部長に。北川家田地区の霞堤開口部付近においてごみが流入するという問題があります。この防止対策について、これまでの取組と今後の予定を伺いたいと思います。

○県土整備部長（西田員敏君） 北川家田地区におきましては、洪水時に霞堤開口部からのごみの流入を軽減するため、昨年度までに川の流れを変える掘削工事などを実施したところであり、今年度は、霞堤開口部付近において、これまでに行った竹の移植に加え、柳の植栽を実施しております。

さらに、現在、掘削工事の効果を維持し、流れを一定の方向に保つための水制工の設置について検討を進めているところであります。

今後、これまでに実施した対策の効果について、出水時の状況を十分に検証しますとともに、地域住民の方々や専門家の意見を伺いながら引き続きごみ流入防止対策を講じてまいります。

○太田清海議員 これについても、自然が相手ですから。私もこの前、ちょっと行って見ました。水の流れが少し変わったり、土手が崩れて県が予定していたような流れ、ちょっと難しいところが出てきているのかなと思いました。ただ、今度台風が来ますので、大水が出たときに、またあれがどう変化するのかというのもちょっと注視しておかないかなと思ってます。ごみの問題は、どうにか県のやり方でもうまくいくかもしれませんが、ぜひ実証していただきたいなと思っております。

最後ですけれども、宮崎県においても安保法制違憲訴訟が行われて、第一審の判決が出されました。その人たち279人の陳述書というのが出

されておりまして、これを読ませていただきましたが、笑われてもいいから戦争しないという決意、それから勇気を持ってというのが、80歳ぐらいの人たちの言葉でずっと語られていますので、勇気と決意をもって、戦争はせんということをごひ決意していただきたいなという思いであります。

以上で終わります。ありがとうございます。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第26号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第15号から第25号まで採決

○中野一則議長 まず、公安委員会委員、人事委員会委員及び公害審査会委員の任命、または選任の同意についての議案第15号から第25号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第15号から第25号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第14号まで及び議案第26号委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第14号まで及び議案第26号の各号議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日16日から26日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、27日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時39分散会

